

岐阜県公報

号外 (1) 令和7年11月11日

目 次
条 例

知事及び副知事の給与に関する条例等の一部を改正する条例	(人 事 課)	四三	ページ 二
岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例等の一部を改正する条例	(同)	四	
岐阜県知事等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例の一部を改正する条例	(行政管理課)	四三	
岐阜県議会議員及び岐阜県知事の選舉における選舉運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例	(市 町 村 課)	四三	
岐阜県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	(同)	四三	
岐阜県企画経済関係手数料徴収条例の一部を改正する条例	(同)	四五	
岐阜県食品衛生法施行条例の一部を改正する条例	(生活衛生課)	四六	
岐阜県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例	(子育て支援課)	四七	
岐阜県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例及び岐阜県一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	(子ども家庭課)	四八	
岐阜県土木関係手数料徴収条例の一部を改正する条例	(建築指導課)	四九	
公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例	(義務教育課・高校教育課)	四九	

本号で公布された条例のあらまし

知事及び副知事の給与に関する条例等の一部を改正する条例 (条例第三十七号)

一 知事、副知事、教育長、県議会議員及び常勤の監査委員の期末手当について、年間の支給割合を〇・〇五月分引き上げることとした。

二 知事、副知事、教育長、県議会議員及び常勤の監査委員の六月期と一一月期の期末手当の支給割合を改定することとした。

三 施行期日等

1 この条例中一は公布の日から起算して一月を超えない範囲内において規則で定める日から、二は令和八年四月一日から施行することとした。

2 一による改正後の規定は、令和七年一一月一日から適用することとした。

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例等の一部を改正する条例 (条例第三十八号)

一 岐阜県人事委員会の令和七年一一月九日付けの給与についての勧告に鑑み、次のとおり所要の規定の整備を行うこととした。

1 医師・歯科医師の初任給調整手当について、支給月額の上限額を九〇〇円引き上げることとした。

2 自動車等の使用者に対する通勤手当の額について、次のとおり措置することとした。

(一) 令和七年四月一日以降の措置内容

現行の中長距離区分の手当額を、自動車等の使用距離の区分に応じて一〇〇円から七、三〇〇円までの幅で引き上げることとした。

(二) 令和八年四月一日以降の措置内容

六一、七〇〇円を超えない範囲内で自動車等の使用距離の区分に応じて人

事委員会規則で定める額とする」ととした。

3 宿日直手当について、勤務の内容に応じ、支給上限額を引き上げることとした。

4 期末手当及び勤勉手当（任期付研究員にあつては、期末手当）について、年間の支給割合を〇・〇五円分引き上げることとした。

5 期末手当及び勤勉手当（任期付研究員にあつては、期末手当）について、六ヶ月期と一二ヶ月期の支給割合を改定することとした。

6 給料表を改定し、若年層に重点を置きつつ、中堅層以上の改定率が昨年を上回るよう給料月額を引き上げることとした。

7 その他所要の規定の整理を行うこととした。

二 施行期日等

1 〔この条例中〕1、2〔〕、3、4及び6は公布の日から起算して一月を超えない範囲内において規則で定める日から、12〔〕、5及び7は令和八年四月一日から施行することとした。

2 〔1、2〔〕、3及び6による改正後の規定は令和七年四月一日から、4による改正後の規定は令和七年一二月一日から適用することとした。

岐阜県知事等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例の一部を改正する条例（条例第三九号）

一 地方自治法

この条例は、「地方自治法の一部を改正する法律」附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日から施行することとした。

岐阜県議会議員及び岐阜県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例（条例第四〇号）

二 公職選挙法

この条例は、令和八年一月一日から施行することとした。

岐阜県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第四一号）

「公職選挙法」の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行うこととした。

岐阜県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（別表第一関係）

「都市計画法施行規則」に基づく証明書の交付事務について、町への権限移譲を行つこととした。（別表第一関係）

三 その他所要の規定の整理を行うこととした。

四 この条例中一及び三は令和八年一月一日から、一は令和八年四月一日から施行することとした。

岐阜県企画経済関係手数料徴収条例の一部を改正する条例（条例第四一〇号）

一 少額領収書等写し交付手数料等の額を改定することとした。（別表第一関係）

二 「政黨助成法」の一部改正に鑑み、支部報告書等写し交付手数料を新たに徴収することとした。（別表第一関係）

三 この条例は、令和八年一月一日から施行することとした。

岐阜県食品衛生法施行条例の一部を改正する条例（条例第四三号）

一 「食品衛生法施行規則」の一部改正に伴い、従事者が常駐せず全自動調理機により調理された食品を販売する営業の施設について、公衆衛生の見地から必要な基準を定めることとした。（別表第一及び別表第一関係）

二 この条例は、令和八年四月一日から施行することとした。

岐阜県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例（条例第四四号）

一 「児童福祉法」に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める内閣府令等の一部改正に伴い、次の三条例について、内閣府令の改正内容に準じた改正を行うこととした。

1 岐阜県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例

2 岐阜県指定障害児入所施設の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例

3 岐阜県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

二 この条例は、公布の日から施行することとした。

岐阜県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（条例第四五号）

一 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める主務省令の一部改正に伴い、職員の園児に対する虐待等の禁止について定めることとした。（第一条の一関係）

二 「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行うこととした。

三 〔この条例中〕1は公布の日から、〔2〕は令和八年四月一日から施行することとした。

岐阜県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例及び岐阜県一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（条例第四六号）

一 児童福祉施設及び一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める内閣府令の一部改正に伴い、次の二条例について、内閣府令の改正内容に準じた改正を行うこととした。

1 岐阜県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例
2 岐阜県一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

二 この条例は、令和八年三月一日から施行することとした。

岐阜県土木関係手数料徴収条例の一部を改正する条例（条例第四七号）

一 「建築基準法施行令」の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行つこととした。

二 この条例は、公布の日から施行することとした。

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴つ関係条例の整備に関する条例（条例第四八号）

一 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴い、次の二条例について所要の規定の整備を行つこととした。

1 岐阜県教育職員の給与その他の勤務条件の特例に関する条例

(一) 教育職員に支給される教職調整額について、給料月額の一〇〇分の四に相当する額から給料月額の一〇〇分の一〇に相当する額に引き上げることとした。
た。（第三条関係）

(二) 指導改善研修を受けている教員には、教職調整額を支給しないこととした。
(第三条関係)

(三) (一)の引上げは、令和八年一月一日から毎年一〇〇分の一ずつ段階的に行うこととした。（附則第四項関係）

2 岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例

(一) 多学年学級担当手当を廃止することとした。（第一〇条関係）
義務教育等教員特別手当の月額は、八、二〇〇円を超えない範囲内で、職務の級及び号給の別に応じ、人事委員会規則で定める校務の種類に係る業務の困難性その他の事情を考慮して、人事委員会規則で定めることとした。

(第二二条の六関係)

(三) 教育職給料表^(一)又は^(二)の適用を受ける職員のうち、その職務の級が三級又は四級である職員の給料月額の加算額を引き上げることとした。（別表第三関係）

二 この条例は、令和八年一月一日から施行することとした。

条 例

岐阜県条例第三十七号
知事及び副知事の給与に関する条例等の一部を改正する条例
（昭和二十四年岐阜県条例第十八号）の一部を次のように改正する。

令和七年十一月二十三日

岐阜県知事 江 崎 穎 英

岐阜県条例第三十七号

知事及び副知事の給与に関する条例等の一部を改正する条例

（知事及び副知事の給与に関する条例の一部改正）

第一条 知事及び副知事の給与に関する条例（昭和二十四年岐阜県条例第十八号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「百分の一百十七・五」を「百分の一百一十一・五」に改める。

第二条 知事及び副知事の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「百分の一百一十一・五」を「百分の一百分の一十」に改める。

（岐阜県教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正）

第三条 岐阜県教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（平成十一年岐阜県条例第三十八号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「百分の一百十七・五」を「百分の一百分の一百分の一十・五」に改める。

第四条 岐阜県教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「百分の一百分の一十・五」を「百分の一百分の一十」に改める。

(岐阜県議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正)

第五条 岐阜県議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例（昭和二十六年岐阜県条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「百分の二百十七・五」を「百分の二百一十一・五」に改める。

第六条 岐阜県議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「百分の二百一十一・五」を「百分の二百一十」に改める。

(岐阜県各種委員等給与条例の一部改正)

第七条 岐阜県各種委員等給与条例（昭和二十三年岐阜県条例第四十八号）の一部を次のように改正する。

第七条第二項中「百分の二百一十七・五」を「百分の二百一十一・五」に改める。

第八条 岐阜県各種委員等給与条例の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「百分の二百一十一・五」を「百分の二百一十」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例中第一条、第三条、第五条及び第七条並びに次項及び附則第三項の規定は公布の日から起算して一月を超えない範囲内において規則で定める日から、第一条、

第四条、第六条及び第八条の規定は令和八年四月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の知事及び副知事の給与に関する条例、第三条の規定による改正後の岐阜県教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例、第五条の規定による改正後の岐阜県議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例及び第七条の規定による改正後の岐阜県各種委員等給与条例（次項において「改正後の知事及び副知事の給与に関する条例等」といふ。）の規定は、令和七年十一月一日から適用する。

(期末手当の内扱)

3 改正後の知事及び副知事の給与に関する条例等の規定を適用する場合においては、第一条の規定による改正前の知事及び副知事の給与に関する条例、第三条の規定による改正前の岐阜県教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例、第五条の規定による改正前の岐阜県議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例及び第七条の規定による改正前の岐阜県各種委員等給与条例の規定に基づいて支払われた期末手当は、それぞれ改正後の知事及び副知事の給与に関する条例等の規定による期末手当

の内扱とみなす。

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年十一月二十三日

岐阜県知事 江 崎 穎 英

岐阜県条例第三十八号

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例等の一部を改正する条例

(岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正)

第一条 岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和三十二年岐阜県条例第二十九号）の一部を次のように改正する。

第十一条の二第一項第一号中「三十七万四百円」を「三十七万三千三百円」に改める。

第十二条の六第二項第一号の表片道十六キロメートル以上十八キロメートル未満の項中「一、七〇〇円」を「一、九〇〇円」に改め、同表片道十八キロメートル以上二十キロメートル未満の項中「二、八〇〇円」を「三、一〇〇円」に改め、同表片道二十キロメートル以上二十二キロメートル未満の項中「三、九〇〇円」を

「四、五〇〇円」に改め、同表片道二十二キロメートル以上二十四キロメートル未満の項中「五、〇〇〇円」を「五、八〇〇円」に改め、同表片道二十四キロメートル以上二十六キロメートル未満の項中「六、一〇〇円」を「七、一〇〇円」に改め、同表片道二十六キロメートル以上二十八キロメートル未満の項中「七、一〇〇円」を「八、四〇〇円」に改め、同表片道二十八キロメートル以上三十キロメートル未満の項中「八、三〇〇円」を「九、七〇〇円」に改め、同表片道三十キロメートル以上三十二キロメートル未満の項中「九、四〇〇円」を「一、〇〇〇円」に改め、同表片道三十二キロメートル以上三十四キロメートル未満の項中「一〇、五〇〇円」を「一、三〇〇円」に改め、同表片道三十四キロメートル以上三十六キロメートル未満の項中「一、六〇〇円」を「三、六〇〇円」に改め、同表片道三十六キロメートル以上三十八キロメートル未満の項中「一、七〇〇円」を「四、九〇〇円」に改め、同表片道三十八キロメートル以上四十キロメートル未満の項中「二

三、八〇〇円」を「二六、三〇〇円」に改め、同表片道四十キロメートル以上四十二キロメートル未満の項中「二四、九〇〇円」を「二七、七〇〇円」に改め、同表片道四十二キロメートル以上四十四キロメートル未満の項中「二五、九〇〇円」を「二九、一〇〇円」に改め、同表片道四十四キロメートル以上四十六キロメートル未満の項中「二六、九〇〇円」を「二〇、五〇〇円」に改め、同表片道四十六キロメートル以上四十八キロメートル未満の項中「二七、九〇〇円」を「三一、九〇〇円」に改め、同表片道四十八キロメートル以上五十キロメートル未満の項中「二八、九〇〇円」を「三三、三〇〇円」に改め、同表片道五十キロメートル以上五十二キロメートル未満の項中「二九、九〇〇円」を「三四、七〇〇円」に改め、同表片道五十二キロメートル以上五十四キロメートル未満の項中「三〇、九〇〇円」を「三六、〇〇〇円」に改め、同表片道五十四キロメートル以上五十六キロメートル未満の項中「三一、九〇〇円」を「三七、三〇〇円」に改め、同表片道五十六キロメートル以上五十八キロメートル未満の項中「三一、九〇〇円」を「三八、六〇〇円」に改め、同表片道五十八キロメートル以上六十キロメートル未満の項中「三三、九〇〇円」を「三九、九〇〇円」に改め、同表片道六十キロメートル以上六十一キロメートル未満の項中「三四、九〇〇円」を「四一、一〇〇円」に改め、同表片道六十一キロメートル以上六十四キロメートル未満の項中「三五、九〇〇円」を「四一、四〇〇円」に改め、同表片道六十四キロメートル以上六十六キロメートル未満の項中「三六、九〇〇円」を「四三、六〇〇円」に改め、同表片道六十六キロメートル以上六十八キロメートル未満の項中「三七、九〇〇円」を「四四、八〇〇円」に改め、同表片道六十八キロメートル以上七十キロメートル未満の項中「三八、九〇〇円」を「四六、〇〇〇円」に改め、同表片道七十キロメートル以上の項中「三九、九〇〇円」を「四七、一〇〇円」に改める。

第十八条第一項中「四千四百円」を「四千七百円」に、「二万千円」を「二万一千円」に、「七千四百円」を「七千七百円」に改め、同項ただし書中「六千六百円」を「七千五百円」に、「三万五千五百円」を「三万三千七百五十円」に、「二万千百円」を「二万五千五百五十円」に改める。

第二十三条第二項中「百分の百」「十五」を「百分の百」「十七・五」に、「百分の百五」を「百分の百七・五」に、「百分の六十六・一五」を「百分の六十八・七五」に改め、同条第三項中「百分の百」「十五」を「百分の百」「十七・五」に、「百分的七十五」に、「百分的七十一・五」に、「百分的四十五」を「百分的四七・五」に、「百分的六十一・五」に改める。

第二十五条第一項第一号イ中「百分の百五」を「百分的百七・五」に、「百分的百分之二十五」を「百分的百」「十七・五」に改め、同項第一号中「百分的百六・一五」を「百分的百八・七五」に改め、同項第一号中「百分的五十」を「百分的五十一・五」に、「百分的六十」を「百分的六十一・五」に改める。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一 (第四条関係)

行 政 職 給 料 表

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		号 級	給料月額							
			円	円	円	円	円	円	円	円
	1	198,400	245,600	280,800	315,300	338,600	373,500	428,600	480,700	535,200
	2	199,600	246,900	281,800	316,900	340,400	375,300	430,500	486,000	542,000
	3	200,800	248,400	282,900	318,300	342,300	376,900	432,400	490,900	547,200
	4	201,900	249,800	283,900	319,700	344,000	378,600	434,300	495,800	551,500
	5	203,000	251,200	284,900	321,100	345,700	380,200	436,100	499,800	554,900
	6	204,700	252,700	286,000	322,200	347,500	382,000	437,900	503,200	558,200
	7	206,400	254,100	286,900	323,300	349,200	383,600	439,800	506,100	561,100
	8	208,000	255,600	287,900	324,500	350,900	385,200	441,700	508,600	563,600
	9	209,500	257,000	289,000	325,700	352,500	386,600	443,300	510,600	565,600
	10	211,200	258,200	290,000	327,400	354,300	388,200	444,800		
	11	212,900	259,600	291,000	329,000	356,000	389,800	446,400		
	12	214,500	260,900	292,100	330,700	357,600	391,400	447,900		
	13	216,000	262,100	293,100	332,100	359,200	393,200	449,400		
	14	217,700	263,400	294,400	333,700	360,800	395,200	450,700		
	15	219,500	264,700	295,800	335,400	362,500	397,100	452,000		
	16	221,200	265,900	297,000	337,000	364,000	398,900	453,300		
	17	222,400	267,000	298,400	338,500	365,400	400,500	454,500		
	18	224,100	268,200	299,700	340,200	367,200	402,300	455,800		
	19	225,700	269,300	300,900	341,800	368,800	404,000	457,100		
	20	227,200	270,400	302,200	343,500	370,500	405,700	458,300		
	21	228,700	271,400	303,200	344,900	371,700	407,400	459,500		
	22	230,400	272,400	304,400	346,700	373,200	408,800	460,300		
	23	232,000	273,400	305,700	348,400	374,700	410,300	461,100		
	24	233,700	274,500	307,000	350,000	376,300	411,700	461,900		
	25	235,300	275,500	308,300	351,300	378,000	413,200	462,500		
	26	237,100	276,400	309,300	353,200	379,800	414,400	463,100		
	27	238,500	277,200	310,300	355,000	381,400	415,600	463,700		
	28	239,800	278,200	311,400	356,600	383,100	416,700	464,300		
	29	241,200	279,000	312,500	358,100	384,600	417,700	465,000		
	30	242,300	279,800	313,700	359,800	385,900	418,900	465,800		
	31	243,400	280,600	314,900	361,400	387,100	420,000	466,400		
	32	244,500	281,400	316,100	363,100	388,500	421,200	467,100		
	33	245,600	282,100	317,200	364,800	389,800	421,900	467,500		
	34	246,500	282,900	318,600	366,600	390,700	422,600	468,000		
	35	247,500	283,700	319,900	368,500	391,700	423,200	468,400		
	36	248,500	284,400	321,200	370,300	392,700	423,900	468,800		
	37	249,500	285,200	322,500	371,800	393,500	424,500	469,200		
	38	250,400	286,100	323,800	373,300	394,400	425,200	469,500		
	39	251,400	286,800	325,100	374,700	395,300	425,700	469,800		
	40	252,200	287,600	326,500	376,100	396,100	426,200	470,100		
	41	253,000	288,300	327,800	377,700	397,000	426,500	470,400		

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	42	253,700	289,000	329,000	378,500	397,800	426,700	470,800		
	43	254,400	289,700	330,400	379,400	398,600	427,000	471,100		
	44	255,000	290,400	331,500	380,400	399,300	427,300	471,400		
	45	255,700	291,000	332,400	381,300	400,000	427,600	471,700		
	46	256,300	291,700	333,800	382,400	400,700	428,000			
	47	257,000	292,400	335,100	383,400	401,400	428,300			
	48	257,600	293,000	336,400	384,400	402,100	428,600			
	49	258,100	293,700	337,600	385,300	402,600	428,800			
	50	258,700	294,400	338,900	386,000	403,200	429,100			
	51	259,400	295,100	340,100	386,700	403,900	429,300			
	52	259,900	295,800	341,400	387,300	404,600	429,600			
	53	260,300	296,300	342,700	387,800	405,000	429,800			
	54	260,700	297,000	343,700	388,400	405,600	430,100			
	55	261,000	297,600	344,800	389,000	406,200	430,400			
	56	261,400	298,300	345,900	389,700	406,700	430,700			
	57	261,700	298,900	346,700	390,000	407,200	430,900			
	58	262,000	299,600	347,600	390,700	407,800	431,200			
	59	262,300	300,200	348,300	391,400	408,400	431,500			
	60	262,600	300,900	349,100	392,000	408,900	431,700			
	61	263,000	301,500	349,900	392,400	409,300	431,900			
	62	263,300	302,100	350,300	392,900	409,800	432,200			
	63	263,600	302,700	350,900	393,500	410,400	432,500			
	64	263,900	303,200	351,600	394,100	411,000	432,700			
	65	264,200	303,700	352,400	394,500	411,300	432,900			
	66	264,500	304,300	353,100	395,100	411,600	433,200			
	67	264,900	304,900	353,800	395,800	411,900	433,500			
	68	265,200	305,500	354,400	396,400	412,300	433,700			
	69	265,500	305,900	354,900	396,800	412,600	433,900			
	70	265,800	306,400	355,500	397,300	412,900	434,200			
	71	266,100	306,900	356,100	397,900	413,200	434,500			
	72	266,500	307,500	356,700	398,400	413,400	434,700			
	73	266,800	308,000	357,000	398,900	413,600	434,900			
	74	267,100	308,400	357,500	399,500	413,900				
	75	267,400	308,800	357,800	400,000	414,200				
	76	267,700	309,100	358,200	400,400	414,400				
	77	268,000	309,300	358,600	400,700	414,600				
	78	268,300	309,600	359,100	401,100	414,900				
	79	268,700	309,800	359,600	401,500	415,200				
	80	269,000	310,100	360,100	401,900	415,400				
	81	269,300	310,300	360,500	402,300	415,600				
	82	269,600	310,500	360,900	402,800	415,900				
	83	269,900	310,800	361,300	403,200	416,200				
	84	270,200	311,000	361,700	403,600	416,400				
	85	270,500	311,300	362,000	403,900	416,600				
	86	270,800	311,500	362,400	404,400					
	87	271,200	311,800	362,800	404,800					
	88	271,500	312,100	363,200	405,200					

		89	271,800	312,400	363,400	405,500					
		90	272,100	312,700	363,800						
		91	272,400	313,100	364,200						
		92	272,700	313,400	364,600						
		93	273,000	313,600	364,800						
		94		313,900	365,100						
		95		314,200	365,600						
		96		314,600	365,900						
		97		314,800	366,200						
		98		315,100	366,600						
		99		315,400	367,000						
		100		315,800	367,400						
		101		316,000	367,900						
		102		316,300	368,300						
		103		316,600	368,700						
		104		316,900	369,100						
		105		317,100	369,600						
		106		317,400	370,000						
		107		317,700	370,300						
		108		318,000	370,600						
		109		318,200	371,000						
		110		318,500	371,400						
		111		318,900	371,700						
		112		319,200	372,000						
		113		319,400	372,500						
		114		319,600							
		115		319,900							
		116		320,300							
		117		320,500							
		118		320,700							
		119		321,000							
		120		321,300							
		121		321,600							
		122		321,800							
		123		322,100							
		124		322,400							
		125		322,800							
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基 準 給料月額									
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
		203,900	232,000	274,500	295,400	311,300	338,000	381,700	416,800	471,000	

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第27条第1項に規定する職員を除く。

別表第二 (第四条関係)

公 安 職 給 料 表

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		号 級	給料月額							
			円	円	円	円	円	円	円	円
	1	228,700	250,000	273,500	313,000	350,100	372,200	403,800	441,100	488,800
	2	231,100	252,200	275,400	314,100	351,700	373,900	405,600	442,700	494,700
	3	233,500	254,500	277,600	315,100	353,100	375,700	407,200	444,200	499,500
	4	236,000	256,700	279,700	316,000	354,700	377,300	409,000	445,800	504,200
	5	238,300	258,900	281,800	316,600	356,100	378,900	410,500	447,300	508,200
	6	240,700	261,000	283,100	317,300	357,500	380,700	412,100	448,900	511,600
	7	243,200	263,000	284,400	318,000	358,900	382,300	413,800	450,400	514,500
	8	245,400	264,900	285,800	318,700	360,200	383,900	415,400	451,900	517,000
	9	247,600	266,700	287,100	319,300	361,600	385,400	417,000	453,000	519,200
	10	249,800	268,500	288,400	320,100	363,200	387,100	418,600	454,400	
	11	251,900	270,200	289,700	320,900	364,900	388,700	420,200	456,000	
	12	253,900	271,600	290,900	321,400	366,500	390,300	421,900	457,500	
	13	255,900	273,100	292,200	322,100	367,900	392,000	423,400	458,800	
	14	257,900	274,900	293,200	322,900	369,600	393,600	425,500	460,500	
	15	260,000	276,300	294,200	323,500	371,100	395,300	427,500	462,100	
	16	261,600	277,700	295,700	324,300	372,700	396,900	429,500	463,800	
	17	263,300	279,100	296,800	325,100	374,200	398,500	431,100	465,200	
	18	264,800	280,400	297,900	325,900	375,800	400,200	432,800	466,900	
	19	266,300	281,600	299,100	326,900	377,400	401,800	434,400	468,600	
	20	267,900	282,700	300,200	327,700	379,000	403,500	436,100	470,200	
	21	269,400	284,100	301,400	328,700	380,500	405,100	437,800	471,600	
	22	271,000	285,200	302,100	329,900	382,100	406,700	439,300	472,300	
	23	272,500	286,400	302,700	331,300	383,800	408,400	440,800	473,000	
	24	274,000	287,600	303,300	332,600	385,400	410,200	442,300	473,700	
	25	275,600	288,900	303,700	334,000	386,800	411,900	443,600	474,100	
	26	276,800	290,300	304,300	335,500	388,600	413,900	445,100	474,600	
	27	278,100	291,500	304,900	336,800	390,300	415,700	446,600	475,200	
	28	279,300	292,700	305,400	337,900	391,900	417,700	448,000	475,800	
	29	280,500	293,600	305,800	338,800	393,600	419,400	449,600	476,300	
	30	281,700	294,700	306,400	340,100	395,200	420,800	450,900	477,000	
	31	282,800	295,800	307,000	341,200	396,900	422,000	452,100	477,600	
	32	283,900	296,900	307,500	342,300	398,600	423,300	453,400	478,200	
	33	285,300	298,000	308,000	343,400	400,300	424,400	454,300	478,800	
	34	286,600	298,700	308,600	344,600	402,300	425,500	455,100	479,200	
	35	287,800	299,400	309,100	345,800	404,300	426,500	455,800	479,500	
	36	289,200	300,000	309,500	346,900	406,400	427,500	456,400	479,900	
	37	290,100	300,500	310,000	348,000	408,100	428,600	456,800	480,200	
	38	291,100	301,100	310,600	349,300	409,800	429,700	457,500	480,400	
	39	292,300	301,700	311,200	350,500	411,400	430,900	457,900	480,700	
	40	293,400	302,200	311,800	351,700	412,900	432,000	458,200	480,900	
	41	294,600	302,700	312,400	352,900	414,200	433,200	458,500	481,200	

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	42	295,300	303,300	313,100	354,000	415,200	434,000	458,800	481,400
	43	295,900	303,900	313,900	355,200	416,200	434,800	459,100	481,600
	44	296,500	304,500	314,500	356,500	417,200	435,500	459,400	481,800
	45	296,900	304,900	315,200	357,600	418,200	436,000	459,600	482,200
	46	297,400	305,400	316,100	358,900	419,300	436,700	459,900	482,400
	47	297,900	305,900	316,900	360,200	420,400	437,400	460,200	482,600
	48	298,500	306,400	317,700	361,400	421,500	438,000	460,500	482,800
	49	298,900	306,900	318,500	362,600	422,800	438,700	460,800	483,200
	50	299,400	307,500	319,500	364,000	423,600	439,100	461,100	
	51	299,900	308,100	320,500	365,300	424,400	439,700	461,400	
	52	300,400	308,600	321,600	366,600	425,100	440,300	461,700	
	53	301,000	309,200	322,500	367,600	425,600	440,800	461,900	
	54	301,600	309,900	323,600	368,900	426,300	441,200	462,200	
	55	302,000	310,600	324,700	370,100	426,900	441,700	462,400	
	56	302,400	311,200	325,700	371,400	427,600	442,200	462,700	
	57	302,900	312,000	326,700	372,600	427,900	442,600	462,900	
	58	303,500	312,800	327,900	373,900	428,600	443,100	463,200	
	59	304,000	313,700	329,000	375,300	429,300	443,500	463,500	
	60	304,400	314,500	330,100	376,700	429,900	443,900	463,700	
	61	304,900	315,300	331,000	378,100	430,300	444,300	463,900	
	62	305,400	316,100	332,100	379,600	430,700	444,700	464,200	
	63	305,900	316,900	333,200	381,100	431,200	445,200	464,500	
	64	306,300	317,800	334,400	382,500	431,700	445,500	464,800	
	65	307,000	318,500	335,300	383,800	432,200	445,700	465,000	
	66	307,500	319,400	336,400	385,200	432,600	446,000	465,300	
	67	307,900	320,200	337,600	386,500	433,200	446,300	465,600	
	68	308,400	321,000	338,700	387,900	433,700	446,500	465,900	
	69	308,900	321,900	339,700	389,100	434,200	446,700	466,100	
	70	309,300	322,800	340,900	390,300	434,700	447,000	466,400	
	71	309,700	323,700	342,100	391,600	435,300	447,300	466,700	
	72	310,200	324,600	343,300	392,800	435,800	447,500	467,000	
	73	310,700	325,300	344,000	394,100	436,200	447,700	467,200	
	74	311,200	326,200	345,400	395,300	436,800	448,000		
	75	311,800	327,100	346,800	396,500	437,200	448,300		
	76	312,300	327,900	348,100	397,600	437,400	448,500		
	77	312,800	328,600	349,300	398,800	437,700	448,700		
	78	313,300	329,500	350,700	400,000	438,300	449,000		
	79	313,900	330,500	352,100	401,200	438,700	449,300		
	80	314,600	331,500	353,600	402,400	439,000	449,500		
	81	315,100	332,400	354,900	403,500	439,300	449,700		
	82	315,600	333,400	356,500	404,100	439,700	450,000		
	83	316,300	334,400	358,100	404,600	440,100	450,300		
	84	316,900	335,400	359,600	405,100	440,500	450,500		
	85	317,600	336,300	361,100	405,700	440,800	450,700		
	86	318,200	337,300	362,600	406,300	441,200			
	87	318,900	338,400	364,100	406,900	441,600			
	88	319,600	339,400	365,500	407,500	442,000			

89	320,400	340,300	366,800	407,900	442,300			
90	321,100	341,600	368,100	408,400				
91	321,900	342,900	369,300	408,900				
92	322,600	344,100	370,700	409,400				
93	323,100	345,300	372,000	409,800				
94	324,000	346,700	373,500	410,200				
95	325,000	347,900	375,000	410,700				
96	325,800	349,200	376,400	411,200				
97	326,500	350,400	377,800	411,600				
98	327,400	351,700	379,000	412,100				
99	328,300	352,900	380,100	412,600				
100	329,200	354,100	381,300	413,000				
101	330,100	355,500	382,500	413,300				
102	331,200	356,500	383,600	413,800				
103	332,200	357,500	384,700	414,200				
104	333,200	358,600	385,800	414,500				
105	334,000	359,700	387,000	414,700				
106	334,600	360,800	387,600	415,200				
107	335,200	361,900	388,200	415,700				
108	335,800	362,900	388,800	416,200				
109	336,300	364,100	389,400	416,500				
110	336,800	365,100	389,900	417,000				
111	337,200	366,100	390,400	417,500				
112	337,700	367,100	390,900	418,000				
113	338,500	368,000	391,300	418,300				
114	339,100	368,900	391,700	418,800				
115	339,800	369,800	392,200	419,300				
116	340,500	370,800	392,700	419,800				
117	341,100	371,900	393,100	420,200				
118	341,800	372,300	393,600	420,700				
119	342,600	372,900	394,200	421,200				
120	343,300	373,500	394,700	421,700				
121	343,900	373,900	394,900	422,100				
122	344,300	374,300	395,400					
123	344,800	374,700	396,000					
124	345,300	375,100	396,400					
125	345,600	375,500	396,800					
126		375,900	397,300					
127		376,300	397,800					
128		376,700	398,300					
129		377,100	398,600					
130		377,500	399,100					
131		377,900	399,600					
132		378,300	400,100					
133		378,500	400,300					
134		379,000	400,800					

	135		379,400	401,200							
	136		379,700	401,700							
	137		379,900	402,000							
	138		380,300	402,400							
	139		380,800	402,900							
	140		381,300	403,400							
	141		381,600	403,700							
	142		382,100								
	143		382,600								
	144		383,100								
	145		383,300								
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基 準 給料月額									
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
		260,100	272,400	277,000	310,200	327,800	342,700	367,400	404,400	437,900	

備考 この表は、警察法第56条第2項に規定する警察の職員たる警察官で人事委員会規則で定めるものに適用する。

イ 教育職給料表 (一)

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		号 級	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
			円	円	円	円	円
	1	234,200	279,800	360,100	415,400	489,200	751,000
	2	236,800	282,000	361,700	417,100	497,500	810,000
	3	239,200	284,200	363,400	418,400	506,200	869,000
	4	241,700	286,100	364,900	419,700	514,800	951,000
	5	244,100	288,000	366,400	420,900	523,200	1,026,000
	6	246,600	289,500	368,100	421,900	531,000	
	7	249,100	291,000	369,700	422,900	538,500	
	8	251,700	292,600	371,300	423,800	545,800	
	9	254,100	294,400	372,800	424,700	552,700	
	10	256,000	296,400	374,800	425,800	558,000	
	11	257,800	298,200	376,900	426,900	562,700	
	12	259,700	300,200	378,800	428,000	567,000	
	13	261,500	302,200	380,700	429,000	570,200	
	14	263,100	304,300	382,500	430,200	573,000	
	15	264,700	306,300	384,100	431,200	575,800	
	16	266,200	308,400	385,500	432,300	578,200	
	17	267,800	310,300	386,800	433,300	580,200	
	18	269,200	312,900	388,300	434,400		
	19	270,500	315,600	389,500	435,600		
	20	272,000	318,300	390,900	436,700		
	21	273,300	320,900	392,200	437,800		
	22	274,600	323,400	393,400	438,900		
	23	276,100	325,800	394,600	440,100		
	24	277,400	328,100	395,800	441,200		
	25	279,000	330,300	396,900	442,100		
	26	280,600	332,400	398,300	443,200		
	27	282,200	334,400	399,600	444,300		
	28	283,900	336,500	401,000	445,300		
	29	285,400	338,500	402,200	446,200		
	30	287,200	340,500	403,500	447,300		
	31	288,900	342,400	404,800	448,400		
	32	290,800	344,400	406,100	449,500		
	33	292,600	346,200	407,300	450,600		
	34	293,800	348,200	408,500	451,800		
	35	295,000	350,100	409,800	452,900		
	36	296,200	352,100	410,900	454,100		
	37	297,200	353,800	411,900	454,900		
	38	298,200	355,100	413,200	455,800		
	39	299,300	356,200	414,300	456,700		
	40	300,300	357,200	415,400	457,500		
	41	301,200	357,800	416,500	458,300		
	42	302,400	358,200	417,700	459,200		
	43	303,500	358,600	418,900	460,100		
	44	304,400	359,000	420,000	460,800		
	45	305,400	359,500	420,900	461,500		

別表第三イの表を次のように改める。

	46	306,400	360,000	421,900	462,400		
	47	307,300	360,500	423,000	463,400		
	48	308,300	360,900	423,900	464,300		
	49	309,200	361,200	425,100	465,100		
	50	309,600	361,500	426,500	466,000		
	51	310,000	361,900	427,900	467,000		
	52	310,500	362,200	429,200	468,000		
	53	310,900	362,500	430,000	469,000		
	54	311,300	362,800	431,000	470,000		
	55	311,600	363,200	432,100	470,900		
	56	311,900	363,600	433,200	471,900		
	57	312,400	363,900	434,100	472,800		
	58	312,800	364,300	434,800	473,700		
	59	313,300	364,600	435,700	474,600		
	60	313,700	365,000	436,400	475,600		
	61	314,000	365,300	437,100	476,400		
	62	314,300	365,700	437,900	476,800		
	63	314,600	366,100	438,700	477,400		
	64	315,000	366,400	439,300	478,000		
	65	315,400	366,700	439,900	478,700		
	66	315,800	367,100	440,500	479,400		
	67	316,200	367,500	440,900	479,900		
	68	316,500	367,900	441,300	480,500		
	69	316,800	368,300	441,600	480,900		
	70	317,100	368,600	441,900	481,300		
	71	317,600	369,100	442,200	481,700		
	72	318,000	369,500	442,600	482,000		
	73	318,300	369,800	442,900	482,300		
	74	318,600	370,200	443,200	482,600		
	75	319,000	370,600	443,600	482,900		
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	76	319,400	371,000	444,000	483,200		
	77	319,700	371,400	444,300	483,500		
	78	320,000	371,800	444,700	483,900		
	79	320,400	372,200	445,100	484,200		
	80	320,800	372,800	445,400	484,500		
	81	321,100	373,300	445,700	484,800		
	82	321,400	373,900	446,100	485,200		
	83	321,700	374,600	446,400	485,500		
	84	322,100	375,200	446,700	485,800		
	85	322,400	375,800	447,000	486,100		
	86	322,900	376,400	447,300			
	87	323,300	377,000	447,500			
	88	323,700	377,600	447,800			
	89	324,000	378,200	448,100			
	90	324,300	378,600	448,400			
	91	324,600	378,900	448,600			
	92	325,100	379,300	448,900			

	93	325,500	379,700	449,300			
	94	325,900	380,100	449,600			
	95	326,300	380,500	449,900			
	96	326,700	380,900	450,200			
	97	327,100	381,500	450,500			
	98	327,600	382,000	450,800			
	99	328,100	382,500	451,100			
	100	328,700	383,000	451,400			
	101	329,000	383,400	451,700			
	102	329,300	383,900	452,000			
	103	329,600	384,200	452,300			
	104	329,900	384,500	452,600			
	105	330,200	385,000	452,800			
	106	330,500	385,400				
	107	330,800	385,900				
	108	331,000	386,400				
	109	331,300	386,900				
	110	331,600	387,400				
	111	331,900	387,800				
	112	332,300	388,200				
	113	332,600	388,600				
	114	332,900	389,000				
	115	333,200	389,400				
	116	333,600	389,800				
	117	333,800	390,200				
	118	334,100	390,600				
	119	334,500	391,000				
	120	334,900	391,500				
	121	335,100	391,800				
	122	335,400	392,200				
	123	335,700	392,600				
	124	336,100	392,900				
	125	336,300	393,300				
	126	336,500	393,800				
	127	336,800	394,300				
	128	337,100	394,700				
	129	337,300	395,200				
	130	337,600	395,700				
	131	338,000	396,200				
	132	338,300	396,700				
	133	338,500	397,200				
	134	338,800	397,700				
	135	339,100	398,200				
	136	339,300	398,700				
	137	339,500	399,200				
	138	339,700	399,700				
	139	339,900	400,200				
	140	340,200	400,700				

	141	340,600	401,200				
	142	340,900					
	143	341,200					
	144	341,500					
	145	341,900					
	146	342,200					
	147	342,500					
	148	342,800					
	149	343,100					
	150	343,400					
	151	343,700					
	152	343,900					
	153	344,200					
	154	344,500					
	155	344,800					
	156	345,100					
	157	345,400					
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基 準 給料月額					
		円	円	円	円	円	
		253,500	304,000	315,500	338,600	427,300	

備考 この表は、大学に勤務する学長、教授、准教授、講師、助教、助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

口 教育職給料表 (二)

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
			円	円	円	円
	1	215,900	263,700	338,100	396,400	473,200
	2	218,300	265,100	339,900	398,000	475,000
	3	220,700	266,500	341,800	399,400	476,800
	4	223,000	268,000	343,500	400,800	478,600
	5	225,200	269,400	345,200	402,400	480,300
	6	227,600	270,600	347,100	403,800	482,100
	7	229,800	271,900	349,100	405,400	484,000
	8	232,000	273,100	350,900	406,800	485,800
	9	234,300	274,400	352,900	408,000	487,400
	10	236,500	275,600	354,900	409,500	489,100
	11	238,700	276,700	356,800	411,000	490,700
	12	241,000	277,900	358,500	412,500	492,300
	13	243,200	279,300	360,200	413,800	494,000
	14	245,400	281,000	362,000	415,400	495,500
	15	247,500	282,700	363,500	417,000	496,900
	16	249,600	284,500	365,200	418,500	498,300
	17	251,800	286,200	366,800	419,900	499,500
	18	253,600	288,300	368,100	421,500	500,100
	19	255,400	290,500	369,300	423,200	500,700
	20	257,100	292,800	370,400	424,700	501,400
	21	258,900	295,000	371,800	425,900	502,000
	22	260,200	297,300	373,400	427,300	502,700
	23	261,600	299,500	375,000	428,700	503,400
	24	262,800	301,700	376,600	430,100	504,100
	25	264,000	303,700	378,000	431,700	504,700
	26	265,200	305,700	379,700	433,100	505,400
	27	266,500	307,600	381,200	434,500	506,100
	28	267,700	309,500	382,800	436,000	506,800
	29	268,800	311,300	384,300	437,400	507,400
	30	269,900	313,300	385,900	438,700	508,100
	31	271,000	315,100	387,600	440,300	508,800
	32	272,000	316,800	389,100	441,800	509,500
	33	273,200	318,600	390,700	443,400	510,100
	34	274,300	320,400	392,300	444,800	
	35	275,500	322,200	393,800	446,400	
	36	276,900	323,800	395,400	448,000	
	37	278,100	325,500	396,900	449,600	
	38	279,200	327,200	398,500	451,100	
	39	280,500	329,100	400,000	452,700	
	40	281,600	330,800	401,400	454,300	
	41	282,900	332,200	402,800	455,800	
	42	284,000	334,100	404,300	457,300	
	43	285,000	336,000	405,700	458,600	
	44	285,900	337,700	407,200	460,000	
	45	286,500	339,400	408,700	461,300	

別表第三回の表中備考以外の部分を次のように改める。

	46	287,400	341,300	410,400	462,600	
	47	288,200	343,100	412,000	463,800	
	48	289,000	344,800	413,400	465,000	
	49	289,800	346,600	414,700	466,200	
	50	290,600	348,400	416,100	467,400	
	51	291,400	350,100	417,500	468,600	
	52	292,200	351,900	418,800	469,800	
	53	293,000	353,500	420,000	471,100	
	54	293,800	354,800	421,300	472,300	
	55	294,600	356,200	422,600	473,500	
	56	295,400	357,500	423,900	474,700	
	57	296,100	359,000	425,300	475,800	
	58	296,700	360,700	426,600	476,400	
	59	297,600	362,200	428,000	476,900	
	60	298,400	363,900	429,300	477,400	
	61	299,100	365,300	430,500	477,900	
	62	299,700	367,000	431,900	478,500	
	63	300,600	368,600	433,300	479,000	
	64	301,200	370,000	434,700	479,500	
	65	302,200	371,600	435,800	480,000	
	66	303,000	373,200	437,100	480,600	
	67	303,800	374,900	438,400	481,100	
	68	304,500	376,400	439,800	481,600	
	69	305,100	377,900	441,100	482,100	
	70	305,900	379,600	442,400	482,700	
	71	306,600	381,100	443,600	483,200	
	72	307,300	382,700	444,900	483,700	
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	73	308,000	384,200	446,000	484,200	
	74	308,800	385,800	447,100		
	75	309,500	387,500	448,300		
	76	310,000	389,000	449,400		
	77	310,700	390,500	450,400		
	78	311,300	391,900	451,400		
	79	312,000	393,300	452,400		
	80	312,600	394,700	453,400		
	81	313,100	396,000	454,300		
	82	313,800	397,400	455,200		
	83	314,500	398,700	456,000		
	84	315,200	400,100	456,800		
	85	315,800	401,200	457,500		
	86	316,700	402,600	457,900		
	87	317,400	403,900	458,300		
	88	318,000	405,300	458,700		
	89	318,700	406,500	459,100		
	90	319,600	407,800	459,400		
	91	320,400	409,000	459,700		
	92	321,200	410,200	460,000		

	93	321,700	411,400	460,300		
	94	322,500	412,600	460,600		
	95	323,400	413,800	460,900		
	96	324,200	415,100	461,100		
	97	324,800	416,500	461,300		
	98	325,500	417,500			
	99	326,400	418,500			
	100	327,100	419,600			
	101	327,900	420,400			
	102	328,700	421,400			
	103	329,600	422,500			
	104	330,500	423,600			
	105	331,100	424,300			
	106	331,900	425,300			
	107	332,700	426,300			
	108	333,500	427,300			
	109	334,200	428,000			
	110	334,600	428,800			
	111	335,000	429,700			
	112	335,500	430,500			
	113	336,000	431,000			
	114	336,400	431,700			
	115	336,800	432,400			
	116	337,200	433,100			
	117	337,700	433,700			
	118	338,200	434,300			
	119	338,700	434,600			
	120	339,200	434,900			
	121	339,700	435,200			
	122	340,100	435,500			
	123	340,500	435,800			
	124	341,000	436,000			
	125	341,500	436,200			
	126	341,800	436,500			
	127	342,100	436,800			
	128	342,400	437,000			
	129	342,700	437,200			
	130	343,000	437,500			
	131	343,300	437,800			
	132	343,500	438,000			
	133	343,700	438,300			
	134	343,900	438,600			
	135	344,100	438,900			
	136	344,400	439,100			
	137	344,700	439,300			
	138	344,900	439,600			
	139	345,200	439,900			
	140	345,500	440,100			

	141	345,700	440,300			
	142	345,900				
	143	346,200				
	144	346,400				
	145	346,700				
	146	346,900				
	147	347,200				
	148	347,500				
	149	347,700				
	150	347,900				
	151	348,200				
	152	348,500				
	153	348,700				
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基 準 給料月額				
		円	円	円	円	円
		251,700	294,200	325,000	354,600	444,100

ハ 教育職給料表 (三)

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
		号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
			円	円	円	円
	1	215,900	237,300	338,100	368,200	456,400
	2	218,300	239,700	339,900	369,800	457,700
	3	220,700	242,200	341,800	371,300	458,900
	4	223,000	244,700	343,500	372,700	460,200
	5	225,200	247,200	345,200	374,100	461,300
	6	227,600	249,600	347,100	375,500	462,500
	7	229,800	252,100	349,100	376,800	463,700
	8	232,000	254,600	350,900	378,300	464,900
	9	234,300	257,000	352,900	379,600	466,200
	10	236,500	258,700	354,900	381,000	467,400
	11	238,700	260,300	356,800	382,300	468,700
	12	241,000	262,000	358,500	383,500	469,800
	13	243,200	263,700	360,200	384,800	471,100
	14	245,400	265,100	362,000	386,200	471,900
	15	247,500	266,500	363,500	387,400	472,700
	16	249,600	268,000	365,200	388,600	473,600
	17	251,800	269,400	366,800	389,600	474,500
	18	253,600	270,600	368,100	390,900	474,900
	19	255,400	271,900	369,300	392,100	475,400
	20	257,100	273,100	370,400	393,200	475,900
	21	258,900	274,400	371,800	394,300	476,400
	22	260,200	275,600	373,200	395,500	476,900
	23	261,600	276,700	374,600	396,800	477,400
	24	262,800	277,900	376,000	397,900	477,900
	25	264,000	279,300	377,200	398,900	478,400
	26	265,200	281,000	378,700	400,200	478,900
	27	266,300	282,700	380,000	401,300	479,400
	28	267,400	284,500	381,400	402,400	479,900
	29	268,600	286,200	382,600	403,500	480,400
	30	269,800	288,300	384,000	404,800	480,900
	31	270,900	290,500	385,300	406,000	481,400
	32	271,900	292,700	386,700	407,100	481,900
	33	273,100	295,000	388,000	408,200	482,400
	34	274,100	297,300	389,200	409,300	
	35	275,100	299,500	390,400	410,500	
	36	276,300	301,700	391,600	411,800	
	37	277,500	303,700	392,800	413,000	
	38	278,400	305,700	394,100	414,300	
	39	279,500	307,600	395,300	415,400	
	40	280,600	309,500	396,500	416,700	
	41	281,800	311,300	397,700	417,800	
	42	282,900	313,300	398,900	419,100	
	43	284,100	315,100	400,100	420,100	
	44	285,200	316,800	401,200	421,200	
	45	286,100	318,600	402,300	422,400	

別表第三八の表中備考以外の部分を次のように改める。

	46	287,000	320,400	403,600	423,600	
	47	287,800	322,200	404,800	424,900	
	48	288,600	323,800	406,000	426,100	
	49	289,200	325,500	406,900	427,300	
	50	290,100	327,200	408,100	428,300	
	51	290,800	329,100	409,100	429,600	
	52	291,600	330,800	410,300	430,900	
	53	292,400	332,200	411,200	432,100	
	54	293,200	334,100	412,300	433,200	
	55	293,800	336,000	413,300	434,300	
	56	294,600	337,700	414,300	435,500	
	57	295,300	339,400	415,400	436,500	
	58	296,100	341,300	416,400	437,700	
	59	296,900	343,100	417,500	438,900	
	60	297,500	344,800	418,600	440,100	
	61	298,200	346,600	419,600	440,800	
	62	298,900	348,400	420,700	441,600	
	63	299,600	350,100	421,800	442,300	
	64	300,100	351,900	422,800	442,800	
	65	300,900	353,500	423,700	443,100	
	66	301,700	354,800	424,700	443,400	
	67	302,300	356,200	425,700	443,800	
	68	302,900	357,500	426,700	444,300	
	69	303,700	359,000	427,500	444,600	
	70	304,400	360,600	428,300	445,000	
	71	305,000	362,100	429,100	445,300	
	72	305,700	363,700	429,900	445,600	
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	73	306,100	365,000	430,600	445,900	
	74	306,800	366,600	431,200	446,200	
	75	307,500	368,100	431,900	446,500	
	76	308,000	369,500	432,600	446,800	
	77	308,600	371,000	433,200	447,000	
	78	309,300	372,500	433,900	447,300	
	79	309,900	374,000	434,300	447,600	
	80	310,500	375,600	434,900	447,800	
	81	311,000	376,900	435,300	448,000	
	82	311,600	378,200	435,800	448,300	
	83	312,200	379,600	436,300	448,600	
	84	312,800	380,800	436,500	448,800	
	85	313,200	382,000	436,700	449,000	
	86	313,700	383,300	437,000	449,300	
	87	314,200	384,400	437,300	449,600	
	88	314,700	385,600	437,500	449,800	
	89	315,100	386,700	437,700	450,000	
	90	315,600	387,800	438,000	450,300	
	91	316,000	388,900	438,400	450,600	
	92	316,500	390,000	438,600	450,800	

93	316,800	391,100	438,800	451,000		
94	317,400	392,200	439,100			
95	317,900	393,200	439,400			
96	318,300	394,400	439,600			
97	318,600	395,400	439,800			
98	319,000	396,400				
99	319,400	397,300				
100	319,900	398,200				
101	320,300	399,200				
102	320,600	400,200				
103	320,900	401,000				
104	321,200	401,900				
105	321,400	402,700				
106	321,700	403,600				
107	322,000	404,500				
108	322,300	405,400				
109	322,500	406,300				
110	322,700	407,300				
111	323,000	408,200				
112	323,300	409,100				
113	323,500	409,700				
114	323,700	410,600				
115	323,900	411,500				
116	324,200	412,400				
117	324,500	413,200				
118	324,700	414,000				
119	325,000	414,800				
120	325,300	415,600				
121	325,500	416,100				
122	325,700	416,800				
123	325,900	417,500				
124	326,200	418,100				
125	326,500	418,800				
126		419,500				
127		420,000				
128		420,600				
129		421,200				
130		421,800				
131		422,500				
132		423,000				
133		423,300				
134		423,600				
135		423,800				
136		424,100				
137		424,400				
138		424,700				
139		425,000				
140		425,300				

	141		425, 600				
	142		425, 900				
	143		426, 200				
	144		426, 500				
	145		426, 700				
	146		427, 000				
	147		427, 400				
	148		427, 600				
	149		427, 800				
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基 準 給料月額					
		円	円	円	円	円	円
		242, 800	291, 100	320, 100	347, 900	433, 500	

二 教育職給料表 (四)

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		号 級	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		1	247,500	281,600	366,000	473,200
		2	250,500	283,500	368,300	482,000
		3	253,600	285,300	370,500	490,800
		4	256,700	287,000	372,800	498,900
		5	259,900	288,700	374,700	504,900
		6	263,300	290,200	377,000	509,400
		7	266,500	291,800	379,500	513,700
		8	269,800	293,300	382,000	517,800
		9	272,900	294,800	384,300	522,000
		10	274,700	296,700	386,500	525,500
		11	276,500	298,600	388,600	528,700
		12	278,100	300,500	390,700	532,000
		13	279,800	302,400	392,600	535,000
		14	281,100	304,400	394,300	537,500
		15	282,600	306,300	395,800	539,900
		16	283,900	308,300	397,500	541,900
		17	285,200	310,300	399,200	543,900
		18	286,400	312,900	400,500	
		19	287,400	315,500	401,800	
		20	288,300	318,200	403,000	
		21	289,800	320,800	404,300	
		22	291,100	323,400	406,000	
		23	292,500	325,800	407,600	
		24	293,900	328,200	409,200	
		25	295,300	330,300	410,600	
		26	296,800	332,500	412,200	
		27	298,300	334,600	413,700	
		28	299,700	336,800	415,200	
		29	301,100	338,800	416,500	
		30	302,400	340,500	417,900	
		31	303,700	342,000	419,300	
		32	305,200	343,600	420,600	
		33	306,600	345,100	421,700	
		34	307,900	346,800	422,900	
		35	309,300	348,300	424,100	
		36	310,100	349,900	425,200	
		37	310,800	351,300	426,200	
		38	311,700	352,700	427,300	
		39	312,500	354,100	428,500	
		40	313,300	355,300	429,600	
		41	314,100	356,600	430,800	
		42	314,900	358,300	431,900	
		43	315,600	360,000	433,100	
		44	316,100	361,800	434,300	
		45	316,700	363,500	435,400	

別表第三の表を次のように改める。

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	46	317,200	365,300	436,800		
	47	317,600	366,800	438,400		
	48	318,000	368,200	439,900		
	49	318,500	369,700	441,300		
	50	318,900	371,300	442,300		
	51	319,400	372,700	443,200		
	52	319,700	374,300	444,100		
	53	320,000	375,700	444,900		
	54	320,400	376,700	445,900		
	55	320,700	377,700	446,900		
	56	321,200	378,700	447,700		
	57	321,600	379,800	448,400		
	58	321,900	381,100	449,200		
	59	322,300	382,400	450,000		
	60	322,600	383,700	450,900		
	61	323,000	385,000	451,900		
	62	323,300	386,400	452,900		
	63	323,700	387,600	453,800		
	64	324,000	388,900	454,800		
	65	324,500	390,000	455,500		
	66	324,800	391,300	456,400		
	67	325,200	392,600	457,200		
	68	325,500	393,800	458,000		
	69	325,900	395,000	458,900		
	70	326,200	396,400	459,700		
	71	326,700	397,600	460,500		
	72	327,100	398,900	461,400		
	73	327,400	400,100	462,000		
	74	327,900	401,400	462,400		
	75	328,400	402,900	462,800		
	76	328,800	404,200	463,200		
	77	329,000	405,200	463,600		
	78	329,500	406,300	464,100		
	79	329,900	407,400	464,600		
	80	330,400	408,600	465,100		
	81	330,800	410,000	465,300		
	82	331,200	411,500	465,800		
	83	331,600	412,900	466,100		
	84	332,000	414,300	466,400		
	85	332,500	415,400	466,600		
	86	333,000	416,700	466,800		
	87	333,600	418,000	467,100		
	88	334,100	419,300	467,400		
	89	334,400	420,600	467,600		
	90	334,800	421,600	467,900		
	91	335,200	422,600	468,200		
	92	335,700	423,700	468,400		

	93	336, 200	424, 500	468, 600		
	94	336, 600	425, 600	468, 900		
	95	337, 200	426, 700	469, 200		
	96	337, 700	427, 600	469, 400		
	97	338, 100	428, 600	469, 600		
	98	338, 500	429, 500			
	99	338, 800	430, 400			
	100	339, 100	431, 400			
	101	339, 500	432, 000			
	102	339, 800	433, 000			
	103	340, 100	433, 900			
	104	340, 400	434, 900			
	105	340, 800	435, 500			
	106	341, 200	436, 300			
	107	341, 700	437, 100			
	108	342, 100	437, 600			
	109	342, 500	438, 000			
	110	343, 000	438, 400			
	111	343, 400	438, 800			
	112	343, 800	439, 100			
	113	344, 100	439, 300			
	114	344, 600	439, 600			
	115	344, 900	439, 900			
	116	345, 300	440, 200			
	117	345, 600	440, 400			
	118	346, 000	440, 700			
	119	346, 500	441, 000			
	120	347, 000	441, 200			
	121	347, 200	441, 400			
	122	347, 600	441, 700			
	123	347, 900	442, 000			
	124	348, 300	442, 200			
	125	348, 500	442, 400			
	126	348, 800				
	127	349, 300				
	128	349, 700				
	129	349, 900				
	130	350, 300				
	131	350, 800				
	132	351, 200				
	133	351, 400				
	134	351, 800				
	135	352, 200				
	136	352, 500				
	137	352, 800				
	138	353, 200				
	139	353, 600				
	140	354, 000				

	141	354,500				
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基 準 給料月額				
		円	円	円	円	円
		266,400	314,900	333,300	401,200	500,700

備考 この表は、専修学校のうち人事委員会の指定するものに勤務する校長、教授、准教授、講師、助教、助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第四 (第四条関係)

研 究 職 給 料 表

別表第四及び別表第五を次のように改める。

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		号 級	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
			円	円	円	円
	1	198,800	250,400	344,700	395,500	468,600
	2	200,000	254,700	346,700	396,900	479,000
	3	201,200	257,600	348,800	398,400	489,000
	4	202,300	260,300	350,700	399,800	499,100
	5	203,400	263,000	352,700	401,300	509,200
	6	205,600	264,700	354,800	402,700	519,200
	7	207,800	266,300	356,700	404,100	528,100
	8	209,900	267,800	358,600	405,500	536,200
	9	212,000	269,400	360,300	406,900	544,200
	10	214,100	271,400	362,000	408,500	551,400
	11	216,100	273,400	363,500	409,900	556,800
	12	218,100	275,300	365,200	411,300	561,400
	13	220,100	277,300	366,800	412,600	564,400
	14	222,100	279,600	367,800	414,200	566,400
	15	224,000	281,800	368,800	415,800	
	16	225,900	284,100	369,700	417,300	
	17	227,600	286,200	370,900	418,900	
	18	229,400	288,600	372,100	420,500	
	19	231,300	290,900	373,400	422,100	
	20	233,100	293,400	374,600	423,800	
	21	235,000	295,700	375,800	425,100	
	22	236,800	297,800	376,900	426,500	
	23	238,600	300,100	378,000	427,900	
	24	240,300	302,200	379,000	429,200	
	25	242,000	304,200	380,100	430,500	
	26	244,200	306,200	381,200	431,900	
	27	246,100	308,100	382,100	433,400	
	28	248,100	310,100	383,100	434,900	
	29	250,000	312,000	384,100	436,100	
	30	251,100	313,600	384,900	437,500	
	31	252,300	315,100	385,700	439,100	
	32	253,400	316,700	386,500	440,600	
	33	254,800	318,200	387,200	441,800	
	34	256,200	319,700	388,000	443,300	
	35	257,600	321,300	388,800	444,700	
	36	259,100	322,700	389,700	446,200	
	37	260,500	324,100	390,400	447,600	
	38	262,000	325,100	391,100	449,000	
	39	263,600	326,000	391,900	450,400	
	40	265,200	326,800	392,800	451,800	
	41	266,600	327,600	393,600	452,900	
	42	268,000	328,100	394,800	454,200	
	43	269,400	328,600	396,000	455,600	
	44	270,800	329,100	397,200	456,900	

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	45	272,400	329,600	397,900	457,700	
	46	273,800	330,100	398,900	458,500	
	47	275,000	330,600	399,800	459,400	
	48	276,300	331,100	400,500	460,300	
	49	277,500	331,500	401,300	461,100	
	50	278,600	331,900	402,000	462,000	
	51	279,800	332,300	402,600	462,800	
	52	280,900	332,800	403,200	463,600	
	53	281,900	333,100	403,800	464,000	
	54	283,100	333,500	404,500	464,600	
	55	284,100	333,900	405,300	465,100	
	56	285,100	334,300	406,100	465,600	
	57	286,200	334,700	406,800	466,100	
	58	286,900	335,000	407,600	466,700	
	59	287,400	335,400	408,300	467,200	
	60	288,000	335,700	409,000	467,700	
	61	288,600	336,200	409,600	468,200	
	62	289,300	336,700	410,300	468,800	
	63	289,900	337,300	410,900	469,300	
	64	290,400	337,800	411,600	469,800	
	65	291,000	338,300	412,300	470,300	
	66	291,600	338,900	412,900	470,900	
	67	292,200	339,400	413,600	471,400	
	68	292,700	340,000	414,300	471,900	
	69	293,500	340,500	415,000	472,400	
	70	294,200	341,100	415,500		
	71	294,800	341,600	416,100		
	72	295,500	342,200	416,700		
	73	296,100	342,700	417,200		
	74	296,700	343,500	417,900		
	75	297,300	344,200	418,500		
	76	298,100	344,900	418,900		
	77	298,600	345,500	419,400		
	78	299,300	346,100	419,900		
	79	300,000	346,800	420,400		
	80	300,600	347,600	421,100		
	81	301,200	348,300	421,500		
	82	301,800	349,000	422,000		
	83	302,500	349,600	422,500		
	84	303,200	350,200	423,200		
	85	303,700	350,800	423,600		
	86	304,300	351,300	424,100		
	87	305,000	351,700	424,600		
	88	305,700	352,100	425,300		
	89	306,200	352,400	425,700		
	90	306,800	352,900	426,200		
	91	307,500	353,200	426,700		

	92	308,100	353,600	427,400		
	93	308,800	353,900	427,800		
	94	309,400	354,200			
	95	310,000	354,600			
	96	310,600	355,000			
	97	310,900	355,600			
	98	311,400	356,100			
	99	312,100	356,600			
	100	312,600	357,100			
	101	313,000	357,600			
	102	313,400	358,100			
	103	313,700	358,500			
	104	314,100	359,000			
	105	314,600	359,400			
	106	315,000	359,800			
	107	315,400	360,300			
	108	315,700	360,800			
	109	315,900	361,300			
	110	316,300	361,700			
	111	316,600	362,100			
	112	316,800	362,500			
	113	317,100	363,000			
	114	317,400	363,400			
	115	317,700	363,800			
	116	318,000	364,200			
	117	318,200	364,700			
	118	318,500	365,100			
	119	318,800	365,600			
	120	319,100	366,000			
	121	319,400	366,400			
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員	基 準 給料月額					
	円	円	円	円	円	円
	234,400	278,400	304,700	349,300	410,900	

備考 この表は、試験場、研究所等で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第五 (第四条関係)

医 療 職 給 料 表

イ 医療職給料表 (一)

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1	305,600	415,600	470,300	566,200
	2	307,900	418,300	472,300	572,300
	3	310,200	420,900	474,200	577,400
	4	312,400	423,300	476,100	582,100
	5	314,500	425,600	477,500	586,400
	6	318,000	427,800	479,200	590,700
	7	321,500	429,800	481,000	594,100
	8	324,900	431,900	482,800	597,000
	9	328,300	434,000	484,600	599,500
	10	331,800	435,500	486,300	601,800
	11	335,200	437,000	488,100	
	12	338,600	438,500	489,900	
	13	342,000	439,900	491,700	
	14	345,500	441,300	493,400	
	15	348,900	442,800	495,200	
	16	352,300	444,200	497,000	
	17	355,700	445,500	498,800	
	18	358,800	447,000	500,700	
	19	362,000	448,400	502,600	
	20	365,200	449,800	504,500	
	21	368,500	451,100	506,400	
	22	371,600	452,600	508,100	
	23	374,700	454,000	509,900	
	24	377,700	455,400	511,700	
	25	380,800	456,800	513,300	
	26	383,100	458,200	515,100	
	27	385,400	459,500	516,900	
	28	387,600	460,900	518,400	
	29	389,500	462,300	519,800	
	30	391,200	463,600	521,500	
	31	392,900	465,000	523,300	
	32	394,700	466,400	525,000	
	33	396,400	467,700	526,500	
	34	398,200	469,100	527,800	
	35	399,800	470,400	529,100	
	36	401,100	471,800	530,400	
	37	402,500	473,200	531,400	
	38	403,900	474,900	532,700	
	39	405,300	476,500	534,000	
	40	406,700	478,000	535,300	

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	41	408,200	479,600	536,300
	42	408,900	480,800	537,100
	43	409,500	481,900	537,900
	44	410,100	483,000	538,700
	45	410,900	484,000	539,600
	46	411,500	484,900	540,400
	47	412,100	485,800	541,200
	48	412,600	486,600	541,900
	49	413,100	487,300	542,700
	50	413,500	488,000	543,500
	51	414,000	488,700	544,200
	52	414,400	489,300	545,100
	53	414,800	489,900	546,000
	54	415,100	490,600	546,800
	55	415,400	491,200	547,700
	56	415,800	491,800	548,600
	57	416,100	492,100	549,400
	58	416,500	492,700	550,200
	59	416,800	493,300	551,000
	60	417,200	494,000	551,700
	61	417,600	494,400	552,500
	62	417,900	495,000	553,400
	63	418,200	495,700	554,300
	64	418,500	496,400	555,200
	65	418,800	496,800	556,000
	66		497,400	556,900
	67		498,000	557,800
	68		498,500	558,700
	69		499,000	559,500
	70		499,500	560,400
	71		500,000	561,300
	72		500,500	562,200
	73		500,900	563,000
	74		501,400	
	75		501,800	
	76		502,200	
	77		502,700	
	78		503,300	
	79		503,800	
	80		504,200	
	81		504,700	
	82		505,300	
	83		505,900	
	84		506,400	
	85		506,900	

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円
		312,900	356,500	412,800	488,500

備考 この表は、保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

口 医療職給料表 (二)

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		号 級	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
			円	円	円	円	円	円
	1	203,800	243,400	278,700	298,100	332,000	379,100	435,200
	2	206,000	244,700	279,600	299,000	333,400	380,800	437,100
	3	208,100	246,000	280,300	299,700	334,900	382,500	439,200
	4	210,200	247,400	281,100	300,400	336,300	384,100	441,100
	5	212,200	248,600	282,000	301,100	337,700	385,600	442,900
	6	214,300	249,700	282,800	301,900	339,400	387,300	444,500
	7	216,300	250,800	283,600	302,600	340,900	388,900	446,100
	8	218,100	251,700	284,400	303,300	342,500	390,600	447,700
	9	220,000	252,800	285,100	304,100	343,900	392,200	449,200
	10	221,900	253,900	285,900	304,900	345,600	394,300	450,500
	11	223,800	255,100	286,700	305,700	347,100	396,300	451,800
	12	226,000	256,300	287,600	306,300	348,600	398,300	453,100
	13	227,700	257,500	288,400	307,000	350,100	399,800	454,400
	14	229,700	258,800	289,200	308,100	351,700	401,500	455,600
	15	232,000	260,000	289,900	309,300	353,300	403,200	456,800
	16	234,100	261,100	290,800	310,500	354,800	405,000	457,900
	17	236,200	262,200	291,600	311,600	356,300	406,700	459,100
	18	237,400	263,200	292,400	312,900	358,000	408,200	460,200
	19	238,400	264,300	293,200	314,000	359,600	409,800	461,500
	20	239,600	265,300	294,000	315,300	361,100	411,300	462,700
	21	240,700	266,500	294,800	316,500	362,500	412,600	463,700
	22	241,500	267,400	295,700	317,700	364,000	413,900	464,500
	23	242,500	268,200	296,600	318,900	365,600	415,200	465,100
	24	243,300	269,000	297,400	320,100	367,100	416,400	465,900
	25	244,200	269,900	298,200	321,300	368,500	417,500	466,400
	26	245,100	270,700	299,100	322,500	370,100	418,600	466,800
	27	246,100	271,500	300,000	323,700	371,600	419,700	467,200
	28	247,000	272,400	300,800	324,900	373,100	420,900	467,600
	29	247,800	273,100	301,600	326,100	374,500	421,700	468,000
	30	248,700	273,900	302,600	327,400	376,100	422,500	468,400
	31	249,400	274,700	303,600	328,600	377,600	423,200	468,700
	32	250,200	275,600	304,600	329,800	379,100	424,000	469,000
	33	250,900	276,400	305,600	331,000	380,300	424,400	469,300
	34	251,600	277,200	306,700	332,100	381,500	425,100	469,600
	35	252,300	277,800	307,700	333,300	382,700	425,600	469,900
	36	253,000	278,700	308,600	334,600	383,800	426,000	470,200
	37	253,700	279,600	309,600	335,800	384,800	426,400	470,600
	38	254,400	280,400	310,700	337,000	385,600	426,600	
	39	255,000	281,300	311,700	338,400	386,500	426,900	
	40	255,600	282,000	312,700	339,600	387,600	427,200	
	41	256,200	282,700	313,700	340,500	388,700	427,500	
	42	256,900	283,500	314,900	341,800	389,700	427,800	
	43	257,500	284,400	316,000	343,000	390,700	428,200	
	44	258,000	285,100	317,200	344,200	391,600	428,500	

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	45	258,400	285,800	318,200	345,100	392,400	428,700	
	46	259,100	286,700	319,300	346,100	393,300	429,000	
	47	259,500	287,500	320,500	347,200	394,200	429,300	
	48	259,900	288,300	321,500	348,100	395,000	429,600	
	49	260,300	289,000	322,600	349,000	395,600	429,800	
	50	260,800	289,700	323,600	349,900	396,400	430,000	
	51	261,400	290,300	324,800	350,900	397,200	430,300	
	52	261,900	291,000	325,900	351,900	398,000	430,600	
	53	262,200	291,700	326,900	352,400	398,400	430,800	
	54	262,500	292,300	328,000	353,300	399,100	431,100	
	55	262,800	293,000	329,000	354,000	399,800	431,400	
	56	263,100	293,600	330,000	354,900	400,400	431,700	
	57	263,500	294,400	330,900	355,600	400,900	431,900	
	58	263,800	295,100	332,000	355,900	401,400	432,200	
	59	264,100	295,800	333,000	356,400	402,000	432,500	
	60	264,400	296,400	334,000	357,000	402,600	432,800	
	61	264,700	297,000	334,900	357,600	403,000	433,000	
	62	265,100	297,600	335,600	358,300	403,500		
	63	265,400	298,300	336,300	359,000	404,000		
	64	265,700	298,900	336,900	359,600	404,500		
	65	266,000	299,500	337,500	360,300	405,100		
	66	266,300	300,100	338,200	360,900	405,600		
	67	266,600	300,800	338,800	361,500	406,200		
	68	267,000	301,400	339,400	362,100	406,800		
	69	267,300	302,000	340,100	362,400	407,300		
	70	267,600	302,700	340,300	362,900	407,800		
	71	267,900	303,300	340,700	363,300	408,300		
	72	268,100	303,900	341,200	363,800	408,700		
	73	268,300	304,500	341,800	364,300	409,000		
	74	268,600	305,000	342,300	364,800	409,500		
	75	269,000	305,500	342,800	365,300	409,900		
	76	269,200	305,900	343,200	365,800	410,300		
	77	269,400	306,200	343,800	366,100	410,700		
	78	269,700	306,500	344,300	366,400	411,200		
	79	270,000	306,700	344,800	366,600	411,600		
	80	270,200	307,000	345,300	366,900	412,000		
	81	270,400	307,300	345,800	367,400	412,400		
	82	270,700	307,500	346,100	367,700			
	83	271,000	307,900	346,300	368,000			
	84	271,300	308,200	346,600	368,300			
	85	271,500	308,400	347,000	368,700			
	86		308,600	347,400	369,000			
	87		308,800	347,700	369,300			
	88		309,000	348,000	369,600			
	89		309,400	348,400	370,000			
	90		309,600	348,600	370,300			
	91		309,800	349,000	370,600			

	92		310,000	349,300	370,900			
	93		310,400	349,500	371,200			
	94		310,600	349,800	371,600			
	95		310,800	350,100	372,000			
	96		311,100	350,300	372,400			
	97		311,400	350,500	372,900			
	98		311,600	350,800	373,300			
	99		311,900	351,100	373,700			
	100		312,200	351,300	374,100			
	101		312,500	351,500	374,600			
	102		312,700	351,700				
	103		312,900	352,100				
	104		313,200	352,300				
	105		313,500	352,500				
	106			352,800				
	107			353,200				
	108			353,600				
	109			353,800				
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基 準 給料月額						
		円	円	円	円	円	円	円
		205,000	232,100	262,000	276,300	303,300	346,300	390,500

備考 この表は、保健所、家畜保健衛生所等に勤務する薬剤師、栄養士、獣医師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ハ 医療職給料表 (三)

職員 の区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		号 級	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
			円	円	円	円	円	円
	1	224,800	258,300	298,600	312,400	336,600	380,300	436,500
	2	226,700	260,500	299,100	312,900	337,600	382,000	438,700
	3	228,500	262,700	299,600	313,400	338,700	383,700	440,900
	4	230,300	264,900	300,100	313,900	339,600	385,500	443,100
	5	232,000	267,200	300,600	314,500	340,600	387,300	445,000
	6	233,900	268,200	301,100	315,000	341,900	389,400	446,900
	7	235,800	269,100	301,600	315,600	343,100	391,400	448,800
	8	237,500	270,000	302,000	316,000	344,300	393,400	450,700
	9	239,200	270,900	302,400	316,600	345,200	395,200	452,400
	10	241,100	272,000	303,000	317,100	346,500	397,300	454,000
	11	243,100	273,100	303,500	317,700	347,600	399,400	455,800
	12	245,000	274,000	304,000	318,200	348,700	401,500	457,400
	13	246,800	274,900	304,400	318,700	349,800	403,400	458,700
	14	248,900	275,600	305,000	319,300	350,900	405,100	460,100
	15	250,900	276,300	305,400	320,100	352,000	406,900	461,700
	16	253,000	277,200	305,900	320,700	353,200	408,700	463,300
	17	255,000	278,300	306,400	321,300	354,300	410,500	464,900
	18	257,000	279,200	306,800	322,200	355,500	412,300	466,500
	19	259,200	280,100	307,400	323,100	356,600	414,300	468,000
	20	261,200	281,100	307,800	324,000	357,700	416,100	469,600
	21	263,200	282,100	308,300	324,800	358,800	417,800	470,900
	22	264,400	283,100	308,700	325,700	360,000	419,500	472,300
	23	265,500	284,100	309,300	326,600	361,200	421,300	473,600
	24	266,700	285,100	309,700	327,500	362,300	423,200	475,100
	25	267,800	285,900	310,300	328,300	363,300	424,800	476,100
	26	268,700	286,900	310,900	329,100	364,700	426,600	476,800
	27	269,600	287,800	311,600	330,100	366,000	428,400	477,500
	28	270,400	288,700	312,400	331,000	367,400	430,200	478,100
	29	271,200	289,700	313,100	331,700	368,600	431,700	479,000
	30	271,900	290,500	313,800	332,900	370,100	433,300	479,700
	31	272,700	291,200	314,600	334,000	371,700	434,800	480,500
	32	273,400	291,900	315,400	335,000	373,200	436,100	481,400
	33	274,200	292,500	316,000	336,100	374,400	437,300	482,100
	34	274,800	293,200	316,800	337,200	375,900	438,400	482,800
	35	275,500	293,700	317,500	338,300	377,300	439,700	483,500
	36	276,000	294,100	318,300	339,400	378,800	440,900	484,300
	37	276,600	294,500	319,000	340,500	380,200	442,200	485,100
	38	277,400	295,100	319,800	341,700	381,300	443,300	485,900
	39	278,100	295,700	320,700	342,800	382,700	444,600	486,700
	40	278,800	296,100	321,500	343,900	384,000	445,800	487,400
	41	279,500	296,500	322,100	344,800	385,300	447,000	488,200
	42	280,200	297,000	323,100	345,900	386,700	448,000	
	43	280,900	297,400	324,100	347,000	388,100	449,100	

	44	281,500	298,000	325,000	348,000	389,400	450,300	
	45	282,300	298,500	325,800	349,000	390,900	451,300	
	46	283,000	298,900	326,900	349,900	392,100	451,800	
	47	283,800	299,400	327,900	350,900	393,300	452,300	
	48	284,400	299,800	328,800	352,000	394,500	452,700	
	49	284,900	300,400	329,700	353,200	395,600	453,300	
	50	285,400	300,800	330,700	354,500	396,600	453,800	
	51	285,900	301,300	331,700	355,700	397,600	454,200	
	52	286,300	301,800	332,700	357,000	398,500	454,800	
	53	286,600	302,300	333,500	357,900	399,100	455,300	
	54	287,100	302,700	334,500	359,100	399,900	455,700	
	55	287,500	303,300	335,500	360,200	400,700	456,000	
	56	288,000	303,700	336,400	361,500	401,500	456,300	
	57	288,400	304,200	337,400	362,600	402,300	456,700	
	58	288,800	304,900	338,300	363,500	403,000	457,100	
	59	289,100	305,700	339,300	364,700	403,700	457,400	
	60	289,400	306,400	340,300	365,900	404,300	457,700	
	61	289,800	307,100	341,200	367,000	405,000	458,100	
	62	290,300	308,000	342,300	368,200	405,600	458,500	
	63	290,700	308,900	343,500	369,400	406,300	458,800	
	64	291,000	309,700	344,700	370,400	406,900	459,100	
	65	291,300	310,400	345,500	371,400	407,600	459,500	
	66	291,800	311,300	346,600	372,500	408,100	459,900	
	67	292,200	312,100	347,700	373,600	408,700	460,200	
	68	292,500	312,900	348,600	374,700	409,200	460,500	
	69	292,900	313,700	349,700	375,600	409,600	460,900	
	70	293,500	314,600	350,400	376,700	410,200		
	71	293,900	315,500	351,600	377,800	410,600		
	72	294,300	316,400	352,700	378,800	410,900		
	73	294,700	317,300	353,800	379,500	411,300		
	74	295,200	318,100	355,000	380,300	411,800		
	75	295,700	319,000	356,200	381,100	412,200		
	76	296,200	320,000	357,300	381,900	412,500		
	77	296,600	320,800	358,400	382,500	412,800		
	78	297,200	321,700	359,500	383,000	413,300		
	79	297,800	322,800	360,600	383,500	413,800		
	80	298,200	323,700	361,700	384,000	414,200		
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	81	298,700	324,200	362,600	384,600	414,500		
	82	299,200	325,000	363,600	385,100	414,900		
	83	299,700	325,900	364,500	385,600	415,400		
	84	300,200	326,800	365,500	386,100	415,800		
	85	300,600	327,600	366,500	386,500	416,200		
	86	301,100	328,500	367,300	387,000	416,600		
	87	301,600	329,500	368,100	387,600	417,100		
	88	302,100	330,600	368,900	388,100	417,500		
	89	302,500	331,500	369,600	388,400	417,900		
	90	303,100	332,500	370,200	388,900			

	91	303, 600	333, 500	370, 800	389, 300			
	92	304, 100	334, 500	371, 400	389, 600			
	93	304, 600	335, 400	371, 800	390, 200			
	94	305, 000	336, 100	372, 200	390, 700			
	95	305, 600	336, 800	372, 700	391, 200			
	96	306, 200	337, 400	373, 100	391, 700			
	97	306, 800	337, 900	373, 600	392, 300			
	98	307, 300	338, 200	374, 000	392, 800			
	99	307, 900	338, 800	374, 500	393, 300			
	100	308, 400	339, 400	374, 900	393, 700			
	101	308, 800	339, 800	375, 200	394, 300			
	102	309, 300	340, 300	375, 700	394, 800			
	103	309, 700	340, 900	376, 100	395, 300			
	104	310, 100	341, 400	376, 400	395, 800			
	105	310, 500	341, 800	376, 800	396, 400			
	106	310, 900	342, 300	377, 300	396, 900			
	107	311, 300	342, 800	377, 800	397, 400			
	108	311, 600	343, 300	378, 300	397, 900			
	109	311, 800	343, 700	378, 800	398, 500			
	110	312, 200	344, 000	379, 300				
	111	312, 400	344, 300	379, 800				
	112	312, 700	344, 700	380, 200				
	113	313, 000	345, 000	380, 600				
	114	313, 200	345, 400	381, 100				
	115	313, 500	345, 700	381, 600				
	116	313, 700	346, 000	382, 100				
	117	314, 000	346, 200	382, 500				
	118	314, 200	346, 500	383, 000				
	119	314, 500	346, 800	383, 500				
	120	314, 800	347, 000	384, 000				
	121	315, 100	347, 200	384, 400				
	122	315, 400	347, 500					
	123	315, 800	347, 800					
	124	316, 100	348, 100					
	125	316, 300	348, 300					
	126	316, 500	348, 600					
	127	316, 900	348, 900					
	128	317, 300	349, 100					
	129	317, 500	349, 300					
	130	317, 800	349, 600					
	131	318, 100	349, 900					
	132	318, 500	350, 100					
	133	318, 700	350, 400					
	134	319, 000	350, 800					
	135	319, 300	351, 200					
	136	319, 600	351, 600					
	137	319, 900	351, 900					

	138	320, 100	352, 300					
	139	320, 400	352, 700					
	140	320, 700	353, 100					
	141	320, 900	353, 400					
	142	321, 200	353, 800					
	143	321, 600	354, 200					
	144	321, 900	354, 600					
	145	322, 100	354, 900					
	146	322, 300	355, 300					
	147	322, 600	355, 700					
	148	322, 900	356, 100					
	149	323, 100	356, 400					
	150	323, 300	356, 800					
	151	323, 600	357, 200					
	152	323, 900	357, 600					
	153	324, 300	357, 900					
	154	324, 500						
	155	324, 700						
	156	325, 000						
	157	325, 400						
	158	325, 700						
	159	326, 000						
	160	326, 300						
	161	326, 700						
	162	327, 000						
	163	327, 300						
	164	327, 600						
	165	328, 000						
	166	328, 300						
	167	328, 600						
	168	328, 900						
	169	329, 300						
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基 準 給料月額						
		円	円	円	円	円	円	円
		253, 400	274, 700	282, 400	293, 400	310, 700	349, 900	396, 200

備考 この表は、保健所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

第一条 岐阜県職員の給」、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を次のよう

改正する。

前項第一号に掲げる職員 六万一千七百円を超えない範囲内において自動車等

の使用距離の区分に応じて人事委員会規則で定める額

第一十三條第一項中「百分の五」を「百分の二十七・五」

七・五」に改め、同条第三項中「百分の百」十七・五」を「百分の百」十六・二五」

「阿修羅の魔術」：「魔術」：「魔術」：「魔術」

第二十五条第一項第一号イ中「百分の百七・五」を「百分の百六・一五」に、「百

分の百一十七・五を百分の百一十六・一五に改め、同号口中百分の百八・七

五を百分の百七十五は改め同項第一号中百分の五十五を

（技專票）一般職の任期制俸給の採用等に関する案例の一部改正

三条 岐阜県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成十一年岐阜県条例第

四十八号)の一報を次の如く訳す。

丽泰新 | 丹「422.000」 | 旭「436.000」 | 三「484.000」 | 金「500.000」 | 五「548.000」

「566,000」上「633,000」下「654,000」上「736,000」下「760,000」上「840,000」下

[889, 000] 正統卷之六

תְּמִימָנָה: הַמִּלְאָמָר

四条 岐阜県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を次のように改正す

る。

百七十七・五を「百分の百七十五」に改める。

(岐阜県一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

五条、岐阜県一船職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十四年岐阜県条例第二百一十八号）の一部を次のように改正する。

附則

1 1)この条例は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、第一条、第四条及び第六条並びに附則第五項の規定は、令和八年四月一日から施行する。

2 第一条の規定（岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（以下「勤務条件条例」という。）第一二十三条第一項及び第三項並びに第二十五条第一項の

改正規定を除く。) による改正後の勤務条件条例の規定、第三条の規定（岐阜県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（以下「任期付研究員条例」という。）第七条第三項の改正規定を除く。）による改正後の任期付研究員条例の規定及び第五条の規定（岐阜県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「任期付職員条例」という。）第五条第一項の改正規定を除く。）による改正後の任期付職員条例の規定は令和七年四月一日から適用し、第一条の規定（勤務条件条例第二十一条第二項及び第三項並びに第二十五条第一項の改正規定に限る。）による改正後の「これらの規定、第三条の規定（任期付研究員条例第七条第三項の改正規定に限る。）による改正後の同項の規定及び第五条の規定（任期付職員条例第五条第一項の改正規定に限る。）による改正後の同項の規定は令和七年十一月一日から適用する。

(給与の内訳)

3 第一条の規定による改正後の勤務条件条例、第三条の規定による改正後の任期付研究員条例又は第五条の規定による改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合においては、第一条の規定による改正前の勤務条件条例、第三条の規定による改正前の任

期付研究員条例又は第五条の規定による改正前の任期付職員条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ第一条の規定による改正後の勤務条件条例、第三条の規定による改正後の任期付研究員条例又は第五条の規定による改正後の任期付職員条例の

規定による総会の内扱とみなす

(人事委員会規則への委任)

前項に定めるもののほか、この条例の施行に關し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

(岐阜県醸造の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の一部改正)

5 岐阜県職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和四年岐阜県条例第33号）の一部を次のように改正する。
例第三十三号）の一部を次のように改正する。
村制第三十三項中「第十一条の六第一項」を削る。

THE JOURNAL OF CLIMATE

岐阜県知事等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例の一部を改正する条例を以て公布する。

令和七年十一月十三日

岐阜県知事 江崎禎英

岐阜県条例第三十九号

岐阜県知事等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例（令和二年岐阜県条例第六号）の一部を次のように改正する。

「第一條中「第一」百四十三條の「の七第一項」を「第一」百四十三條の「の八第一項」に、「第一」百四十三條の「の八第三項」を「第一」百四十三條の「の九第三項」に改める。
第一條第一号中「第一百七十三條の四第一項第一号」を「第一百七十三條の五第一項第一号」に改め、同條第一号中「第一百七十三條の四第一項第一号」を「第一百七十三條の五第一項第一号」に改める。

附
則

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（令和六年法律第六十五号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日から施行する。

岐阜県議会議員及び岐阜県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を以て公布する。

岐阜県条例第四十号

岐阜県議会議員及び岐阜県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

岐阜県議会議員及び岐阜県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成六年岐阜県条例第二十三号）の一部を次のよう改正する。

第一卷中「關西圖十二卷第一項第四帶の三の個人演説会」

の選挙の場合に限る) 及び同項第五号」を「第一百四十三条第一項第五号」に、「総称する」を「この」に改める。

卷之三

1 この条例は、令和八年一月一日から施行する。

2 改正後の岐阜県議会議員及び岐阜県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、同日前にその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

岐阜県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例を二〇一〇年六月二十二日公布する

令和七年十一月二十三日

岐阜県知事
江崎模英

岐阜県条例第四十一号

岐阜県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

第一条 岐阜県事務処理の特例に関する条例（平成十二年岐阜県条例第四号）の一部を次のように改正する。

十六 削除

別表第一二十一の項中「及び法の施行のための規則」を削り、同項第九号及び第十号を削り、同項中「事務の内容の欄第一号から第八号までに掲げるものにあっては」及び「同欄第九号及び第十号に掲げるものにあっては県内の全ての市町村（岐阜市、大垣市、高山市、多治見市、各務原市及び可児市を除く。）」を削り、同表三十八の項中「及び法の施行のための規則」を削り、同項第二十九号及び第三十号を削り、同項中「第二十八号及び第二十九号」を「及び第一二十八号」に、「から第一二十七号まで」を「及び第一二十一号」に、「同欄第三十号」を「同欄第一二十三号から第一二十七号まで」に改め、「県内の全ての市町村（岐阜市、」を削り、「及び可児市を除く。」を「可児市、養老町、揖斐川町、大野町及び池田町」に改め、同表五十七の項から六十三の項までを次のように改める。

五十七から六十二まで 削除	六十三 岐阜県建築基準条例 (平成八年岐阜県条例第十号。以下この項において「条例」という。)に基づく事務	1 条例第七条ただし書の規定により周囲に広い空地があり、その他これと同様の状況にある建築物で、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めること。 2 条例第八条ただし書の規定により周囲に広い空地があり、その他これと同様の状況にある建築物で、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めること。 3 条例第十条第一項ただし書の規定により周囲に広い空地があり、その他これと同様の状況により周囲に広い空地があり、その他の建築物で、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めること。	岐阜市、大垣市及び各務原市
6 条例第十八条第一項ただし書の規定により周囲に広い空地があり、その他これと同様の状況にある建築物で、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めること。	7 条例第十九条第一項ただし書及び第二項ただし書の規定により自動車車庫の用途に供する建築物、交通上及び安全上支障がないと認めること。	8 条例第二十一条ただし書の規定により木造の共同住宅でその規模又は周囲の状況により	4 条例第十一條第一項ただし書の規定により周囲に広い空地があり、その他これと同様の状況にある建築物で、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めること。 5 条例第十七条ただし書の規定により周囲に広い空地があり、その他これと同様の状況にある建築物で、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めること。 6 条例第十八条第一項ただし書の規定により周囲に広い空地があり、その他これと同様の状況にある建築物で、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めること。
6 条例第十八条第一項ただし書の規定により周囲に広い空地があり、その他これと同様の状況にある建築物で、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めること。	7 条例第十九条第一項ただし書及び第二項ただし書の規定により自動車車庫の用途に供する建築物、交通上及び安全上支障がないと認めること。	8 条例第二十一条ただし書の規定により木造の共同住宅でその規模又は周囲の状況により	4 条例第十一條第一項ただし書の規定により周囲に広い空地があり、その他これと同様の状況にある建築物で、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めること。 5 条例第十七条ただし書の規定により周囲に広い空地があり、その他これと同様の状況にある建築物で、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めること。 6 条例第十八条第一項ただし書の規定により周囲に広い空地があり、その他これと同様の状況にある建築物で、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めること。
6 条例第十八条第一項ただし書の規定により周囲に広い空地があり、その他これと同様の状況にある建築物で、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めること。	7 条例第十九条第一項ただし書及び第二項ただし書の規定により自動車車庫の用途に供する建築物、交通上及び安全上支障がないと認めること。	8 条例第二十一条ただし書の規定により木造の共同住宅でその規模又は周囲の状況により	4 条例第十一條第一項ただし書の規定により周囲に広い空地があり、その他これと同様の状況にある建築物で、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めること。 5 条例第十七条ただし書の規定により周囲に広い空地があり、その他これと同様の状況にある建築物で、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めること。 6 条例第十八条第一項ただし書の規定により周囲に広い空地があり、その他これと同様の状況にある建築物で、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めること。

2 第二条の規定による改正後の岐阜県事務処理の特例に関する条例（以下「新条例」という。）の規定により町が処理することとなる事務に關し、同条の規定の施行の際現にその効力を有する知事がした処分その他の行為に係る同条の規定の施行の日（以下「施行日」という。）以後の法令の適用については、新条例の規定により当該事務を処理することとなる町の長が、それぞれ当該行為をしたものとみなす。

1 この条例中第一条の規定は令和八年一月一日から、第二条並びに次項及び附則第三項の規定は同年四月一日から施行する。

（経過措置）

（施行期日）

2 第二条の規定による改正後の岐阜県事務処理の特例に関する条例（以下「新条例」という。）の規定により町が処理することとなる事務に關し、同条の規定の施行の際現にその効力を有する知事がした処分その他の行為に係る同条の規定の施行の日（以下「施行日」という。）以後の法令の適用については、新条例の規定により当該事務を処理することとなる町の長が、それぞれ当該行為をしたものとみなす。

第一条 岐阜県事務処理の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

29

別表第一三十八の項に次の一号を加える。
別表第一三十八の項中「及び条例の施行のための規則」を削り、同項第十一号を削り、同項中「事務の内容の欄第一号から第十号までに掲げるものにあっては、及び、同欄第十一号に掲げるものにあっては県内のすべての市町村（岐阜市、大垣市及び各務原市を除く。）」を削る。

附 則

10 条例第二十八条の規定により条例第二十四条から第二十七条までの規定を適用しない特殊建築物であることを認める」と。

9 条例第二十二条ただし書の規定により木造の長屋でその周囲の状況により交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認める」と。

交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認める」と。

3 新条例の規定により町が処理することとなる事務に關し、施行日前に知事に對してなされた申請その他の行為に係る施行日以後の法令の適用については、それぞれ当該行為が、新条例の規定により当該事務を処理することとなる町の長に對しなされたものとみなす。

岐阜県企画経済関係手数料徴収条例の一部を改正する条例を以下に公布する。

令和七年十一月二十二日

岐阜県知事 江 崎 穎 英

岐阜県条例第四十一号

岐阜県企画経済関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

岐阜県企画経済関係手数料徴収条例（平成二十一年岐阜県条例第十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一一の表中備考以外の部分を次のように改める。

一 政治資金規正法の施行に關する事務

事務の内容		手数料の名称	区分	単位	額（円）
一 政治資金規正法（昭和二十三年法律第二百九十四号。以下この表において「法」といふ。）第十九条の十六第十五項に規定する少額領収書等の写しの交付		少額領収書等 写し交付手数料	1 政治資金規正法施行令（昭和五十年政令第二百七十七号。以下この表において「施行令」といふ。）第十二条第一号に掲げる方法に係るもの	枚につき	一〇
2 施行令第十二条第一号に掲げる方法に係るもの	光ディスクについて 枚につき	一〇〇円以下 少額領収書等の写し一枚こと			

一 令第三十五条第一号に規定する飲食店営業

イ 自動車において調理をする場合（従事者が常駐せず全自動調理機により調理された食品を販売する場合を除く。）にあっては、次に掲げる要件を満たすこと。

(1) 簡易な営業にあっては、一日の営業において約四十リットルの水を供給し、かつ、廃水を保管することができる貯水設備を有すること。

(2) 比較的大量の水を要しない営業にあっては、一日の営業において約八十リットルの水を供給し、かつ、廃水を保管することができる貯水設備を有すること。

(3) 比較的大量の水を要する営業にあっては、一日の営業において約一四リットルの水を供給し、かつ、廃水を保管することができる貯水設備を有すること。

口 従事者が常駐せず全自動調理機により調理された食品を販売する場合にあっては、次に掲げる要件を満たすこと。

(1) 施設（全自動調理機を含む。⁽²⁾及び⁽⁶⁾において同じ。）の全体の衛生状況を確認するための監視設備を有すること。

(2) 施設に異常が生じた場合に、当該施設の営業者が全自動調理機を停止することができる機能を有すること。

(3) 全自動調理機が、原材料の温度、調理の工程等の状況を監視し、異常が生じた場合に自動的に停止する機能を有すること。

(4) 全自動調理機が、外部からの汚染等を防止する構造を持つ、調理後の食品に係る保管設備を有すること。

(5) 全自動調理機が、調理後の食品について、一定の時間を経過した場合には、当該食品を提供しない機能を有すること。

(6) 施設に異常が生じた場合に当該施設の営業者と連絡ができるよう、当該営業者の連絡先の掲示を行うこと。

附 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

岐阜県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例を「」に公布する。

令和七年十一月二十三日

岐阜県知事 江 崎 穎 英

岐阜県条例第四十四号

岐阜県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

（岐阜県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部改正）

第一条 岐阜県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成二十四年岐阜県条例第八十一号）の一部を次のように改正する。

第三十四条第一項中「掲げる健康診断が」を「掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和四十年法律第二百四十一号）第十二条又は第十三条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）が」「」、「当該健康診断」を「当該健康診断等」、「健康診断の結果」を「健康診断等の結果」に改め、同項の表に次のように加える。

（岐阜県指定障害児入所施設の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部改正）

第一条 岐阜県指定障害児入所施設の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成二十四年岐阜県条例第八十三号）の一部を次のように改正する。

第六条第三項第三号中「幼児」の下に「第十九条第二項の表及び」を加える。

第二十九条第二項中「掲げる健康診断が」を「掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和四十年法律第二百四十一号）第十二条又は第十三条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）が」「」、「当該健康診断」を「当該健康診断等」に、「健康診断の結果」を「健康診断等の結果」に改め、同項の表に次のように加える。

乳幼児に対する健康診査	入所した障害児に対する入所時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断
-------------	--------------------------------------

（岐阜県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第三条 岐阜県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年岐阜県条例第九十号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項中「健康診断を行わせた」を「健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和四十年法律第二百四十一号）第十二条又は第十三条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）が行われた」に、「当該健康診断」を「当該健康診断等」に、「健康診断の結果」を「健康診断等の結果」に改め、同項の表に次のように加える。

乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）に対する健康診査

入所した乳幼児に対する入所時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断

附
則

この条例は、公布の日から施行する。

岐阜県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を以て公布する。

令和七年十二月二十三日

岐阜県知事 江崎禎英

岐阜県条例第四十五号

岐阜県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例

岐阜県幼稚園連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十六年岐阜県条例第六十三号）の一部を次のように改正する。

第一系の》」の二系をがたる

第二条の二 幼保連携型認定」とも園は、職員に、園児に対し、法第二十七条の二第一

項目には掲げる行為その他園児の心身に有害な影響を与える行為をさせではない

第三項に規定する保育士登録]に改める。

削る。

岐阜県条例第四十六号

支那の歴史

岐阜県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例及び岐阜県一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第十一條第一項の表第四条第一項の項

附
則

岐阜県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例及び岐阜県一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

（岐阜県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

岐阜県条例第九十号) の一部を次のように改正する。
第一条 岐阜県立童話文庫の書籍及び遺稿に属する書類を貯める条例 (平成二十四年)

第二十七条第一項中「社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者」を削る。

第二十九条第一項第四号中「前二号」を「前各号」に改め、同号を同項第五号として

同項中第三号を第四号とし、第一号の次に次の二号を加える。

ある「Jども家庭ソーシャルワーカー」（以下「Jども家庭ソーシャルワーカー」といふ）の資格を有する者

第三十七条第一項第四号中「前二号」を「前各号」に改め、同号を同項第五号として、同項中第二号を第四号とし、第一号の次に次の二号を加える。

第三十八条中第五号を第六号とし、第四号の次に次の二号を加える。

第五十七条第一項中「社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者」を

第五十八条第一項第四号中「前二号」を「前第一号」に改め、同号を同項第五号とし、同項中第三号を第四号とし、第一号の次に次の二号を加える。

三 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

第五十九条中第十号を第十一号とし、第四号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の二号を加える。

四 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

第八十九条第四項中「社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者」を削る。

第九十条第一項第四号中「前二号」を「前各号」に改め、同号を同項第五号とし、同項中第三号を第四号とし、第一号の次に次の二号を加える。

三 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

第九十七条第一項中「社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者」を削る。

第九十八条第一項第四号中「前二号」を「前各号」に改め、同号を同項第五号とし、同項中第三号を第四号とし、第一号の次に次の二号を加える。

三 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

第九十九条中第八号を第十号とし、同条第七号中「前条第一項第四号イ」を「前条第一項第五号イ」に改め、同号を同条第九号とし、同条第六号中「前条第一項第四号イ」を「前条第一項第五号イ」に改め、同号を同条第八号とし、同条第五号中「前条第一項第四号イ」を「前条第一項第五号イ」に改め、同号を同条第七号とし、同条第四号中「前条第一項第四号イ」を「前条第一項第五号イ」に改め、同号を同条第六号とし、同条中第三号を第五号とし、第一号の次に次の二号を加える。

三 精神保健福祉士の資格を有する者

四 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

第一百条中第三号を第五号とし、第一号の次に次の二号を加える。

三 精神保健福祉士の資格を有する者

四 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

第一百九条の三第二項第一号中「(昭和二十三年厚生省令第十一号)」を削る。

(岐阜県一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第一条 岐阜県一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例 (令和七年岐阜県条例第十三号) の一部を次のように改正する。

第一十二条中第十号を第十一号とし、第四号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の二号を加える。

四 児童福祉法施行規則第五条の一の八に規定するこども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

第五十八条第一項第四号中「前二号」を「前第一号」に改め、同号を同項第五号とし、同項中第三号を第四号とし、第一号の次に次の二号を加える。

四 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

第五十九条中第十号を第十一号とし、第四号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の二号を加える。

四 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

第六十条中第十号を第十一号とし、第四号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の二号を加える。

四 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

第六十一条中第十号を第十一号とし、第四号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の二号を加える。

四 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

第六十二条中第十号を第十一号とし、第四号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の二号を加える。

四 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

第六十三条中第十号を第十一号とし、第四号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の二号を加える。

四 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

第六十四条中第十号を第十一号とし、第四号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の二号を加える。

四 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

第六十五条中第十号を第十一号とし、第四号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の二号を加える。

四 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

第六十六条中第十号を第十一号とし、第四号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の二号を加える。

四 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

第六十七条中第十号を第十一号とし、第四号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の二号を加える。

四 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

第六十八条中第十号を第十一号とし、第四号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の二号を加える。

四 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

第六十九条中第十号を第十一号とし、第四号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の二号を加える。

四 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

第七十条中第十号を第十一号とし、第四号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の二号を加える。

四 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

第七十一条中第十号を第十一号とし、第四号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の二号を加える。

四 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

第七十二条中第十号を第十一号とし、第四号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の二号を加える。

四 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

第七十三条中第十号を第十一号とし、第四号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の二号を加える。

四 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

岐阜県条例第四十八号

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

令和七年十一月二十三日

岐阜県知事 江 崎 穎 英

(岐阜県教育職員の給与その他の勤務条件の特例に関する条例の一部改正)

第一条 岐阜県教育職員の給与その他の勤務条件の特例に関する条例（昭和四十六年岐阜県条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第五条」を「第五条第一項及び第二項」に改める。

第三条第一項中「ある者」の「ト」、「指導改善研修被認定者（教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第二十五条第一項の規定による認定を受けた者）」を除く、「当該認定の日から同条第四項の認定の日までの間にあるものを除く。第二項における同じ。」を除く、「四分の四」を「四分の十」に改め、同条第三項中「被」の下に「及び指導改善研修被認定者」を加える。

附則に次の二項を加える。

4 次の表の上欄に掲げる期間における第三条第一項の規定の適用については、同項中「四分の十」とあるのを、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

令和八年一月一日から同年十一月三十日まで	四分の五
令和九年一月一日から同年十一月三十日まで	百分の六
令和十年一月一日から同年十一月三十日まで	百分の七
令和十一年一月一日から同年十一月三十日まで	百分の八
令和十二年一月一日から同年十一月三十日まで	百分の九

（岐阜県職員の給与） 勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正

第一条 岐阜県職員の給与 勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和三十二年岐

阜県条例第二十九号）の一部を次のように改正する。

第二十条第一項中「第一号、第二号又は第四号から第八号」を「第一号から第六号」に改め、「第四号から第八号までに掲げる業務について」を削り、同項中第一号及び第一号を削り、第三号を第一号とし、第四号から第十一号までを「号ずつ繰り上げる。

第二十条の二第一項中「前条第二項第四号から第八号」を「前条第二項第一号から第六号」に改める。

第一十二条の六第一項中「八千円」を「八千五百円」、「応じて」を「応じ、人事委員会規則で定める校務の種類に係る業務の困難性や他の事情を考慮して」に改める。

別表第三〇の表備考（一）中、「この表の額に7,700円」を「この表の額に11,500円を、4級である職員の給料月額はこの表の額に3,800円」に改め、別表第三八の表備考（一）中、「この表の額に7,500円」を「この表の額に11,500円を、4級である職員の給料月額はこの表の額に4,000円」に改める。

附 則

この条例は、令和八年一月一日から施行する。